

# 山形県行財政 改革推進プラン

[ 平成29年3月 策定 ]



山 形 県



## はじめに

本県では、これまで7次にわたる行革大綱等を策定し、職員数の削減や県債残高の縮減をはじめ、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減、県有財産の売却、ふるさと納税への取組みなど、歳出削減の徹底及び多様な財源確保等を進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化を伴う人口減少等によって、本県の将来への影響が様々な分野で懸念され、産業振興や若者の雇用問題など喫緊の課題が山積しています。また、財政状況は依然厳しく、多額の財源不足額が生じる深刻な状況が展望されています。このような厳しい状況下において、県民サービスを効果的・効率的に提供していくためには、行財政改革の一層の取組みが必要となります。

このため、平成29年度を始期とし、次の4年間の改革の方向性を示す「山形県行財政改革推進プラン」を新たに策定いたしました。長年にわたり積み重ねた行財政改革の成果を踏まえながら、“やまがた創生”の実現や直面する諸課題に的確に対応するため、行政の「質」の向上を図り、行財政運営の全分野について不断の見直しを行ってまいります。

プランは3本の柱で構成しています。第1の柱において、県民、NPO、企業、大学、とりわけ市町村との連携・協働を一層推進し、地域力を結集した県づくりを進めてまいります。第2の柱においては、県民の皆様に県政への理解を深めていただき、国内外・県内外の方々に山形県の魅力をより知っていただくため、積極的に情報を発信してまいります。そして、第3の柱において、限られた行財政資源の中で、最大効果の発揮に努めながら、ワーク・ライフ・バランスの推進、簡素で効率的な組織機構の構築、持続可能な財政基盤の確立等を図ってまいります。

県民一人ひとりが、喜びと幸せを実感できる「自然と文明が調和した新理想郷山形」を実現し、それを将来にわたって守り続けていくためには行財政改革の推進が不可欠です。県政課題への適切な対応と規律ある財政運営の『両立』を図り、職員全員で「県民視点・対話重視・現場主義」の基本認識のもと、具体的な成果を県民に還元していくための改革を目指してまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

山形県知事 吉村美栄子

# 目次

## 第1章 本県の行財政改革に係る基本認識

1	これまでの行財政改革の取組み	1
2	県行財政を取り巻く現状と課題	1
	(1) 社会経済情勢の動向	1
	(2) 行政ニーズの多様化・高度化と住民意識の変化	2
	(3) 引き続き厳しい財政状況	2
3	政府の助言通知	2
4	行財政改革の必要性	2
	本県の行財政改革に係る基本認識	3

## 第2章 行財政改革推進プランの基本的考え方

1	行財政改革推進プランの基本的位置付け	4
2	取組みの視点	4
	(1) 県民参加による県づくりの推進	
	～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～	4
	(2) 県民視点に立った県政運営の推進	
	～情報発信力の強化と透明性の向上～	4
	(3) 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり	
	～限られた行財政資源で最大効果の発揮～	4
3	推進期間	5
4	推進体制	5
5	プランの見直し	5
	「山形県行財政改革推進プラン」の基本的考え方	6

## 第3章 行財政改革の取組内容

### 第1 県民参加による県づくりの推進

	～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～	7
--	--------------------------	---

1	県と市町村との連携・協働	7
	(1) 地方創生に向けた県と市町村との連携・協働	7
	(2) 市町村の自主的な行政運営への支援	9
2	県民・NPO・企業・大学等との連携・協働	11
	(1) 県民・NPO等との連携・協働	11
	(2) 企業・大学等との連携・協働	12
	(3) 地域の多様な主体による河川等の維持管理	13
3	民間活力の活用	14
	(1) 民間移譲	14
	(2) 民間委託	14
	(3) 指定管理者制度	14
	(4) 地方独立行政法人制度	14
	(5) 公民連携（PPP）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（PFI）	14

## 第2 県民視点に立った県政運営の推進

### ～情報発信力の強化と透明性の向上～

1 県内外への積極的な情報発信	17
（1）県内外への情報発信力の強化	17
2 県民との対話を重視した県政運営	19
（1）県民との対話重視と県民の声の的確な把握	19
3 県政運営の透明性の確保	21
（1）情報公開・情報開放	21
（2）統一的な公会計の整備・公表	22
4 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営	23
（1）法令遵守等の徹底	23
（2）県政推進に向けたPDCAサイクルの実施	25
（3）業務効率化の推進・県民利便性の向上	26
（4）公共調達制度の改善	28
（5）地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進	29
5 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実	30
（1）事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働	30
（2）危機対応力の強化	32

## 第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

### ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

1 県民のための県庁づくり	33
（1）責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり	33
（2）職員の能力を最大限に引き出す人材活用	34
（3）簡素で効率的な組織機構の実現	36
2 持続可能な財政基盤の確立	38
（1）歳入の確保	38
（2）歳出の見直し	40
（3）健全な財政運営	43
（4）県有財産の総合的な管理運用	45
（5）地方公営企業における経営改善	47
（6）公社等の見直し	49

## ■行財政改革の取組みに係る「目標指標」一覧

### 〔参考資料〕

山形県行財政改革推進プランの策定経過	57
山形県行財政改革推進本部設置要綱	58
山形県行政支出点検・行政改革推進委員会設置要綱	60

# 第1章 本県の行財政改革に係る基本認識

## 1 これまでの行財政改革の取組み

本県では、平成7年12月策定の「山形県行財政改革大綱」以来、7次にわたって大綱・プランを策定し、様々な行財政改革の取組みを推進してきたところであり、一定の成果をあげてきた。

- 知事部局一般会計の職員数について、「山形県行財政改革大綱」等により職員数削減の取組みを始めた平成9年度から平成29年4月までの間に約23.1%、1,215人の削減を行うなど、簡素で効率的な体制づくりを進めてきた。

また、職員給（知事部局一般会計）については、職員数削減に加え、管理職手当の削減や退職手当の引下げ等の取組みを行い、ピークの平成13年度と比して、平成29年度（当初予算）で約24.5%、約83.1億円を削減した。

- 県債残高については、臨時財政対策債及び補正予算債を除く、県が実質的に負担する残高は、平成15年度をピークに縮減を図り、平成27年度（決算）では、平成15年度比で約2,280億円削減するなど、持続可能な財政基盤の確立に取り組んできた。

直近の8年間（前プラン及び前々プラン）では、

- 知事部局（一般会計）の職員数は、平成20年4月から平成29年4月までの間に約11.7%、534人の削減を行った。職員給については、同じ期間で、約35.3億円を削減した。

県が実質的に負担する県債残高は、平成20年度から平成27年度にかけて、約1,688億円を削減した。

- さらに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減など徹底した歳出の見直しを行うとともに、歳入面では、県有財産の売却やふるさと納税など多様な財源の確保に努めた。また、「山形県職員育成基本方針」（平成27年1月）や「山形県県有財産総合管理（ファシリテイーマネジメント）基本方針」（平成26年12月）を策定したほか、総合支庁の見直しをはじめ不断の見直しに取り組んできた。

## 2 県行財政を取り巻く現状と課題

### （1）社会経済情勢の動向

- 少子高齢化を伴う人口減少が加速しており、地域の経済や医療・福祉、地域コミュニティ、県の財政等の様々な分野で、本県の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。
- 製造業を中心に国際競争が激化する一方、政府における海外誘客や農産物輸出に係る施策の推進もあり、社会経済のグローバル化が本県経済に大きな影響を及ぼすようになってきている。

- 情報通信技術（ICT）の急速な発達・普及により、インターネットの利用が一般化するとともに、スマートフォンの利用も拡大するなど、情報発信・入手手段の多様化が進んでいる。
- 少子化対策や労働力確保が社会全体の課題となる中、多様な人材の能力発揮に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の活躍推進が社会的要請となっている。

## （２）行政ニーズの多様化・高度化と住民意識の変化

- 地方創生の取り組みや多発する自然災害等を踏まえた安全・安心対策をはじめ、行政ニーズの多様化・高度化が進行している。
- 住民同士が互いに助け合う「共助」や社会貢献に関する意識の高まりが見られ、社会貢献活動の担い手となるNPO法人も年々増加している。

## （３）引き続き厳しい財政状況

- 県財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も財源不足が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定される場所である。

## 3 政府の助言通知

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）を踏まえ、平成 27 年 8 月に、総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（以下「助言通知」という。）が発出された。

助言通知は、厳しい財政状況下においても、引き続き効率的・効果的に公共サービスを提供するため、民間活力の活用や取組状況の公表を通して更なる業務改革を促すなど、行政サービスの「質」の向上に主眼を置いた内容となっている。

## 4 行財政改革の必要性

本県を取り巻く社会経済情勢の変化、多様化する行政ニーズ、厳しい財政状況等に的確に対応していくためには、これまで積み重ねてきた改革の成果を踏まえながら、限られた行財政資源で最大効果を発揮するため、これまで以上に効果的・効率的な施策の展開と質の高い行政サービスの提供を図っていく必要がある。

このため、政府の助言通知で示された内容に十分留意しつつ、県民参加による県づくり、県民視点に立った県政運営、自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくりの視点を持って、行財政運営の全分野について引き続き不断の見直しを行っていく。

# 本県の行財政改革に係る基本認識

～ これまでの主な取組み、県行政を取り巻く現状と課題、政府の助言通知、他道県の状況 ～

## I 山形県行財政改革推進プラン（推進期間：H25～H28）に基づく主な取組み ～これまでの改革の成果～

### ◎県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働～

- ◇県民、NPO 等との連携・協働
- ◇企業等との連携・協働
- ◇市町村との連携・協働
- ◇減災の視点からの災害時の連携・協働

\*指定管理者制度の導入  
(導入率 79.8%、  
節減効果 ▲70 億円  
H18～H27 累計)

成果

### ◎自主性・自立性の高い県政運営を支える

基盤づくり ～簡素で効率的な県庁づくり～

- ◇県民のための県庁づくり
- ◇持続可能な財政基盤の確立

\*職員数の削減 (▲534 人 H20→H29)  
\*職員給の削減 (▲35.3 億円 H20→H29)

\*県債残高（実質負担分）の縮減  
(▲1,688 億円 H20→H27)

\*県有財産売却等（歳入確保）  
(+28 億円 H20～H27 累計)

\*ふるさと納税（歳入確保）  
(+3 億円 H20～H27 累計)

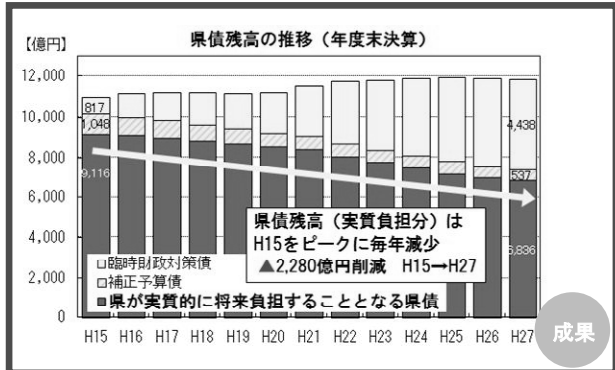
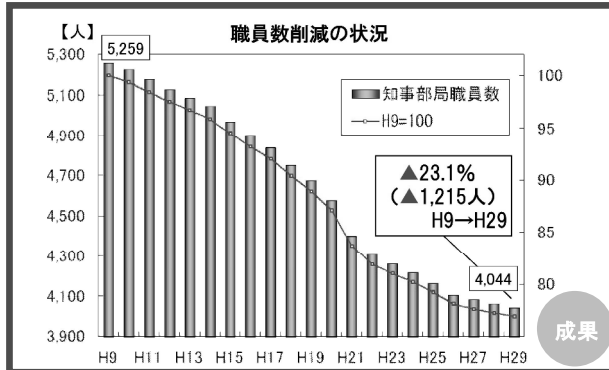
成果

### ◎県民視点に立った県政運営の推進

～県政運営の信頼性・質の向上～

- ◇県民との対話型県政の推進
- ◇県政運営の透明性の確保・信頼性の確保
- ◇地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

成果



## II 県を取り巻く現状と課題

### ■社会経済情勢の動向

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化
- 社会経済のグローバリゼーションの進展
- 情報通信技術の急速な発達・普及
- ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に係る社会的要請

### ■行政ニーズの多様化・高度化と住民意識の変化

- 地方創生や安全・安心対策をはじめ、行政ニーズが多様化・高度化
- 「自助・共助・公助」や社会貢献に関する意識の変化

### ■引き続き厳しい財政状況

## III-1 政府の助言通知

### 【H17～H21】集中改革プラン

\*政府の要請を踏まえた数値目標（定員削減等）による行革推進

### 【H22～】自主的・主体的な行革

\*政府の要請なし（自主的に計画・方針を定めて行革を推進）

### 【H27～】地方行政サービス改革

\*骨太方針 2015 を踏まえた政府の助言通知『地方行政サービス改革の推進に関する留意事項』（H27.8）に基づく取組みを推進

➔ 民間活力の活用、取組状況の公表

## ～『量』から『質』の改革～

### ＜助言通知の概要＞

➢ 量的な削減に触れることなく、行政サービスの質を向上させる取組みを促す内容に

- 1 行政サービスのアウトソーシング等の推進  
→ 民間委託の推進、指定管理者制度の活用、情報通信技術を活用した業務の見直し等
- 2 情報システムのクラウド化の拡大
- 3 公営企業・三セク等の経営健全化
- 4 財政マネジメントの強化  
→ 統一的な基準による地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用の推進等
- 5 公民連携（PPP）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（PFI）の拡大

## III-2 他道県の状況

● 直近 2 年間に策定された行革プランのうち、定員削減の数値目標を設定していない道県は 75% (15/20 団体)

I の成果を踏まえ、II・IIIの動向に的確に対応していくため、引き続き『行財政改革』の取組みが必要



## 第2章 行財政改革推進プランの基本的考え方

### 1 行財政改革推進プランの基本的位置付け

本県の将来ビジョンである「自然と文明が調和した新理想郷山形」の実現に向け、新たな短期アクションプランに沿って、「第3次山形県総合発展計画」を着実に推進するため、これまで積み重ねた改革成果を踏まえるとともに、本県を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況等に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、改革を進めていく。

### 2 取組みの視点

#### (1) 県民参加による県づくりの推進

～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

- 人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、適切な役割分担の下、県と市町村との連携・協働を推進するとともに、市町村の自主的な行政運営への支援を行う。
- 県政や地域の課題の解決に向けて、県民・NPO・企業・大学等の多様な主体との連携・協働を進め、地域の力を結集した取組みを推進する。
- 民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスの提供を推進する。

#### (2) 県民視点に立った県政運営の推進

～情報発信力の強化と透明性の向上～

- 県政への信頼と理解を深め、山形の魅力をより広く知ってもらうため、県内外への情報発信力の強化を図る。また、県民との対話を推進するとともに、県政運営の透明性を確保するため、情報公開等の取組みを推進する。
- 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営に向けて、法令遵守等の徹底や業務の効率化・県民利便性の向上、公共調達制度の改善等を推進する。
- 大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、多様な主体と連携した減災等の取組みや県における危機対応力の強化を推進する。

#### (3) 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

- 責任感と行動力を持ち、県民とともに“活力ある山形県”を創っていく職員の育成を進めるとともに、新たな行政課題に的確に対応すると同時に、簡素で効率的な組織機構を実現する。
- 自主性・自立性の高い県政運営を行っていくため、歳入の確保と歳出の見直しの徹底等を図ることにより、持続可能な財政基盤を確立する。

### **3 推進期間**

平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間

### **4 推進体制**

知事を本部長とする「山形県行財政改革推進本部」を中心に、全ての職員が目的を共有しながら、組織をあげて着実に推進する。

取組みの推進にあたっては、県民の声や県議会の意見を聴くとともに、第三者で構成する「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」から評価と助言を得ながら推進する。

### **5 プランの見直し**

推進期間中における社会経済情勢等の変化に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて、このプランの見直しを行う。

# 「山形県行財政改革推進プラン」の基本的考え方

県民一人ひとりが喜びと幸せを実感できる

「自然と文明が調和した新理想郷山形」の実現

## 第3次山形県総合発展計画・短期アクションプラン

◎プランの基本的位置づけ [推進期間 平成29年度～平成32年度]

第3次山形県総合発展計画を着実に推進するため、これまで積み重ねた改革成果を踏まえるとともに、本県を取り巻く社会経済情勢や厳しい財政状況等に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、改革を進めていく。

### 第1 県民参加による県づくりの推進 ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

#### ◎県と市町村との連携・協働

- 地方創生に向けた県と市町村との連携・協働
- 市町村の自主的な行政運営への支援  
(中核市移行に向けた支援)

#### ◎県民・NPO・企業・大学等との連携・協働

- 県民・NPO等との連携・協働
- 企業・大学等との連携・協働 等

#### ◎民間活力の活用

- 民間移譲
- 民間委託
- 指定管理者制度
- 地方独立行政法人制度
- 公民連携等

### 第2 県民視点に立った県政運営の推進

～情報発信力の強化と透明性の向上～

- ◎県内外への積極的な情報発信
  - 県内外への情報発信力の強化
- ◎県民との対話を重視した県政運営
  - 県民との対話重視と県民の声の的確な把握
- ◎県政運営の透明性の確保
  - 情報公開・情報開放
  - 統一的な公会計の整備・公表
- ◎県民の期待に応える信頼性の高い県政運営
  - 法令遵守等の徹底
  - 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施
  - 業務効率化の推進・県民利便性の向上
  - 公共調達制度の改善
  - 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進
- ◎県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実
  - 多様な主体との連携・協働
  - 危機対応力の強化

### 第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

- ◎県民のための県庁づくり
  - 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり
  - 職員の能力を最大限に引き出す人材活用  
(ワーク・ライフ・バランスの一層の推進)
  - 簡素で効率的な組織機構の実現
- ◎持続可能な財政基盤の確立
  - 歳入の確保
  - 歳出の見直し (適正な定員管理)
  - 健全な財政運営 (県債残高の減少)
  - 県有財産の総合的な管理運用
  - 地方公営企業における経営改善
  - 公社等の見直し

#### ◎社会経済情勢の動向

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化
- 社会経済のグローバル化の進展
- 情報通信技術の急速な発達・普及
- ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に係る社会的要請の高まり

#### ◎住民ニーズの多様化と住民意識の変化

- 地方創生の取り組みや安全・安心対策をはじめ、行政ニーズが多様化
- 「自助・共助・公助」や社会貢献に関する住民意識の変化

#### ◎引き続き厳しい財政状況

- 社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、今後も厳しい見直し

#### ●政府の助言通知(H27.8)

- ～地方行政サービス改革の推進に関する留意事項～  
(民間活力の活用、取組状況の公表)

## 第3章 行財政改革の取組内容

### 第1 県民参加による県づくりの推進

#### ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズに的確に対応するとともに、「やまがた創生」を力強く推進していくため、市町村をはじめ、県民、NPO<sup>\*</sup>、企業、大学等、多様な主体との連携・協働を進め、地域の力を結集した県民参加による県づくりを推進する。

#### 1 県と市町村との連携・協働

##### (1) 地方創生に向けた県と市町村との連携・協働

- 人口減少社会が進展する中、地方創生に向けて、適切な役割分担の下、県・市町村に共通する行政課題に効果的・効率的に対応していくため、県と市町村との連携・協働を一層推進する。

##### ① 県と市町村との連携・協働の推進

- ・ 「やまがた創生総合戦略」(平成27年10月策定)に位置付けられた県と市町村の連携事業を中心に、県と市町村との連携・協働を推進

##### ② 総合支庁(連携支援室)と市町村との連携・支援の推進

- ・ 地域課題の解決に向けて、総合支庁(連携支援室)と市町村との連携・支援をより一層推進

##### ③ 課題や情報の共有、検討や協議を進める仕組みづくり

- ・ 市町村のニーズを踏まえた、県と市町村の連携・協働を推進するための基本的方向性を整理した方針を策定
- ・ 市町村が抱える地域課題や連携に向けたニーズを把握
- ・ 地域別・テーマ別など、課題に応じた機動的・弾力的な検討・協議を実施

※ NPO: Non Profit Organization の略。民間非営利組織。特定非営利活動法人(NPO法人)のほか、ボランティア団体や市民活動団体等の任意の社会貢献活動団体を含む。本プランにおいては、公益法人や公益を担う側面を持つ各種団体、例えば自治会や町内会等の地縁組織等を含む場合は、「NPO等」と記載している。

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 県と市町村との連携・協働の推進	連携・協働の推進	(やまがた創生総合戦略の連携事業等を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「やまがた創生総合戦略」の策定(H27.10)／全市町村で地方版総合戦略を策定(～H28.3)</li> <li>・総合支庁に、市町村支援に重点化した「連携支援室」を設置(H28)</li> </ul>
② 総合支庁(連携支援室)と市町村との連携・支援の推進	連携・支援の推進	(地域課題の把握・共有、課題解決に向けた市町村との連携・支援等)			
③ 課題や情報の共有、検討や協議を進める仕組みづくり					
◎連携・協働を推進するための方針の策定	検討・策定	方針に基づく取組み			
◎地域課題・連携ニーズの把握	調査・把握				
◎地域別・テーマ別等の課題に対応した検討・協議	検討・協議				

《目標指標》

- 県と市町村の連携・協働を推進する方針 → 方針策定 (H29 年度)

## (2) 市町村の自主的な行政運営への支援

- 市町村が、広域連携や権限移譲など様々な選択肢から最適な手法で自主的に取り組んでいけるよう支援を展開する。

### ① 広域連携の推進

- ・ 専門性の高い業務やICT\*関連業務（自治体クラウド\*の導入を含む）をはじめとした、事務処理の共同化を促進
- ・ 定住自立圏\*や連携中枢都市圏\*等の市町村間連携に向けた取組みに対して、積極的な助言・支援を実施

### ② 事務・権限移譲の推進

- ・ 「山形県事務・権限移譲推進プログラム」（平成29年3月改定）に基づき、県から市町村への事務・権限移譲を推進

### ③ 市町村の創意工夫による施策展開への支援

- ・ 「市町村総合交付金制度\*」について、弾力的な運用ができるよう、対象事業の追加・見直しや制度設計の見直し等を検討

### ④ 山形市の中核市\*移行に向けた支援

- ・ 山形市の円滑な中核市移行（平成31年4月予定）を支援

---

※ ICT：Information and Communication Technology の略。インターネット等の情報通信技術。

※ 自治体クラウド：地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組み。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

※ 定住自立圏：中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的とした圏域。本県では、山形定住自立圏（中心市：山形市）、庄内南部定住自立圏（中心市：鶴岡市）、庄内北部定住自立圏（中心市：酒田市）、新庄最上定住自立圏（中心市：新庄市）の4つの定住自立圏が形成されている。

※ 連携中枢都市圏：地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とした圏域。圏域の中心市となる連携中枢都市は、原則として指定都市又は中核市。本県では、平成28年度時点で、連携中枢都市圏の形成はなし。

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 広域連携の推進	助言・支援等の実施	(定住自立圏、連携中枢都市圏等に対し、助言・支援)			・広域連携の状況(H28) 一部事務組合 19 広域連合 2 定住自立圏 4 等
② 事務・権限移譲の推進	推進				・山形県事務・権限移譲推進プログラム(H29.3 改定) H28.4 現在:35 市町村へ 21 法令 183 事務を移譲
③ 市町村の創意工夫による施策展開への支援	市町村総合交付金による支援の実施	(適宜、対象事業の追加・見直し等を検討)			・市町村総合交付金 H27 交付額:597 百万円
④ 山形市の中核市移行に向けた支援	支援の実施 (移譲事務に係る事務引継、研修等)		中核市移行 (移譲事務の円滑な実施)		・「山形市中核市移行市・県連絡会議」の開催 H28.1、H28.9

《目標指標》

- 連携中枢都市圏の形成数 → 1 圏域 (H31 年度) <やまがた創生総合戦略 (H27.10)>

※ 市町村総合交付金制度：県単独補助金等の一部を統合化することで弾力的な運用を可能にし、市町村ごとの実情に応じた事業展開を可能にするとともに、市町村における補助金の申請事務だけでなく、県の補助金の交付事務についても軽減を図るという趣旨で、平成 10 年度に創設された制度。

※ 中核市：人口 20 万人以上の市の申出に基づき政令で指定される市。都道府県から、民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務等の全部又は一部が移譲される。

## 2 県民・NPO・企業・大学等との連携・協働

### (1) 県民・NPO等との連携・協働

- NPO等の活動基盤の充実・強化を図りつつ、県政や地域の課題の解決に向けて、県民・NPO等との連携・協働を推進する。

#### ① 県民・NPO等との連携・協働の推進

- ・ 「やまがた社会貢献基金※」を活用した事業や県とNPO等との協働事業を通して、県民・NPO等との連携・協働を推進

#### ② NPO等の活動基盤の充実・強化

- ・ 「やまがた社会貢献基金」による支援や認定NPO法人※化の促進を図るとともに、中間支援組織※等と連携し、活動基盤の充実・強化を支援

#### 《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 県民・NPO等との連携・協働の推進	連携・協働の推進	(県とNPO等との協働事業等により連携・協働を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまがた社会貢献基金助成事業によるNPO活動支援 H20～H27 累計:392 事業、助成額 358 百万円</li> <li>・県とNPO等との協働事業の実施 154 事業(H28)</li> </ul>
② NPO等の活動基盤の充実・強化	活動基盤の充実・強化	(やまがた社会貢献基金による支援等により活動基盤の充実・強化を支援)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定NPO法人数 8 法人(H29.3 現在)</li> <li>・県民のボランティア活動参加率 32.2%(H28)</li> </ul>

#### 《目標指標》

- 県民のボランティア活動参加率 32.2% (H28 年度) → 40.0% (H32 年度)  
<県政アンケート調査>
- やまがた社会貢献基金助成額(累計) 358 百万円(～H27 年度) → 459 百万円(～H32 年度)
- 県とNPO等との協働事業数 154 事業(H28 年度) → 170 事業(H32 年度)

※ やまがた社会貢献基金：身近な地域の問題や社会的な課題を解決するために、NPO等の社会貢献活動団体が取り組む事業を支援し、住み良い地域社会をつくることを目的に、平成20年度に県民・企業の寄付金と県の拠出金で造成した基金。

※ 認定NPO法人：NPO法人のうち、経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上であるなど、一定の基準を満たすことについて、所轄庁（都道府県又は指定都市）から認定を受けた法人。認定NPO法人への寄付者及び認定NPO法人について、税制上の優遇措置が講じられる。

※ 中間支援組織：NPO等と県民、企業、行政等の間に立ち、多方面からNPO等の活動を支援する組織。主な中間支援機能として、情報収集・発信、相談、人材育成、マネジメント能力の向上支援等がある。



## (2) 企業・大学等との連携・協働

- 企業や大学等の持つ資源や知識を活かした地域課題解決のための取組みなど、企業や大学等との多様な連携・協働を推進する。

### ① 企業等との連携・協働の推進

- ・ 企業等との協定締結による相互連携や、県事業への企業等の参画・協賛を推進

### ② 大学等との連携・協働の推進

- ・ 大学等との協定締結による研究開発や人材育成、人材確保等の取組みを推進

#### 《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 企業等との連携・協働の推進	協定による相互連携や県事業への参画・協賛の推進	(随時、新たな協定を締結)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等との包括連携協定の締結数 8(H29.3 現在)</li> <li>・企業等との連携事業 やまがた子育て応援パスポート事業、やまがた企業イクボス同盟、「やまがた絆の森協定」に基づく森林の整備 等</li> </ul>
② 大学等との連携・協働の推進	協定による研究開発や人材育成等の取組みの推進	(随時、新たな協定を締結)			

### (3) 地域の多様な主体による河川等の維持管理

- 地域住民や企業など地域の多様な主体が行う、河川・道路・海岸に係る環境保全・清掃美化活動等を推進する。

- ・ 「ふるさとの川愛護活動支援事業※」や「マイロードサポート事業※」等により、活動に対する支援を実施

#### 《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
◎「ふるさとの川愛護活動支援事業」や「マイロードサポート事業」等による活動支援の実施	支援の実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとの川愛護活動支援事業活動団体数 483 団体 (H27)</li> <li>・マイロードサポート事業の登録団体数 494 団体 (H27)</li> <li>・『「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動』など海岸等清掃ボランティア活動の総参加者数 3,289 人 (H27)</li> </ul>

#### 《目標指標》

- ふるさとの川愛護活動支援事業活動団体数 483 団体 (H27 年度) → 500 団体 (H32 年度)
  - マイロードサポート登録団体数 494 団体 (H27 年度) → 520 団体 (H32 年度)
  - 海岸清掃ボランティアの参加者数 3,289 人 (H27 年度) → 4,000 人 (H32 年度)
- < 第3次山形県環境計画【中間見直し版】(H29.3) >

※ ふるさとの川愛護活動支援事業：県と協定を締結した団体が実施する、県内の河川・海岸等を対象とした環境保全・清掃美化及び啓発等の環境保全のためのボランティア活動について、活動負担金の交付等により支援する事業。

※ マイロードサポート事業：県と協定を締結した団体が実施する、道路の美化や歩道除雪の活動について、活動負担金の交付等により支援する事業。

### 3 民間活力の活用

- 民間の能力やノウハウを活かし、より質の高い行政サービスを提供するため、県民サービスの維持・向上の視点、費用対効果、地域の活性化などを総合的に考慮しながら、民間への委託等を引き続き推進していく。

また、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月総務大臣通知）を踏まえ、民間委託の実施状況や指定管理者制度<sup>※</sup>の導入状況等について、県ホームページにおいて公表する。

#### （1）民間移譲 <助言通知>

- ・ 公の施設について、引き続き県が保有する必要性を常に検証するとともに、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討

#### （2）民間委託 <助言通知>

- ・ 「民間等委託推進方針」（平成17年7月策定）に基づき、他県の先進事例等も踏まえつつ、協働の視点に立ったアウトソーシングを推進

#### （3）指定管理者制度 <助言通知>

- ・ 直営の公の施設について、指定管理者制度の活用可能性を幅広く検討
- ・ 指定管理者制度導入施設について、サービスの質の向上を図るため、モニタリングを通じた所管部局による管理運営状況の分析・検証を徹底

#### （4）地方独立行政法人<sup>※</sup>制度 <助言通知>

- ・ 地方独立行政法人について、設立の目的に沿って、効果的・効率的な業務運営がなされるよう、目標による管理と評価を適切に実施

#### （5）公民連携（PPP<sup>※</sup>）・民間資金等の活用による公共施設等の整備等（PFI<sup>※</sup>）

<助言通知>

- ・ PPP及びPFIの手法について、公共施設整備等の際に、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る手法を導入するための優先的検討方針」（平成29年3月策定）に基づき導入を検討

※ 整備等：建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。

- ・ 政府の動向や先進自治体の取組みに関する情報収集を行い、民間の資金やノウハウを活用した社会的課題の解決手法など、多様な手法について検討

※ 指定管理者制度：地方公共団体が設置する公の施設について、当該地方公共団体が指定する法人や団体（指定管理者）に管理を行わせる制度。民間の能力やノウハウを施設の管理運営に活かすことにより、県民サービスの一層の向上、行政経費の節減、地域の活性化等を図ることをねらいとしている。

※ 地方独立行政法人：住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果	
① 民間移譲 ・検証・検討	施設の 必要性を 随時検証	(運営を希望する事業者がいる場合、 移譲を検討)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託の実施状況 「地方行政サービス改革の取組状況等」(総務省調べ・公表)における調査対象の全業務が、「全部委託」又は「一部委託」(H27.4 現在)</li> <li>・「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」に基づき、制度導入を推進 H28.4 現在: 168 施設中、134 施設に導入(79.8%)</li> <li>・地方独立行政法人制度の導入状況(山形県・酒田市病院機構(H20.4 設置)、山形県公立大学法人(H21.4 設置)、公立大学法人山形県立保健医療大学(H21.4 設置))</li> <li>・PFIによる県営住宅建替事業の実施 3 件</li> <li>・「PPP/PFI手法導入優先的検討方針」の策定(H29.3)</li> </ul>	
② 民間委託 ・アウトソーシングの推進	推進	(民間等委託推進方針に基づき アウトソーシングを推進)				
③ 指定管理者制度						
・活用可能性の検討	検討	(活用可能な施設について制度を導入)				
・管理運営状況の分析・ 検証の徹底	分析・ 検証					
④ 地方独立行政法人制度 ・目標による管理と評価 の実施	管理・ 評価					
⑤ PPP・PFI						
・検討方針に基づく導入 の検討	優先的検討 方針に基づく 検討	(導入が適当と評価された事業について PPP・PFI 手法による整備等を実施)				
・多様な手法の検討	情報収集・ 導入検討					

《目標指標》

- 「地方行政サービス改革の取組状況等」(総務省調べ・公表)における調査対象業務について、全業務が「全部委託」又は「一部委託」 → 100%を維持(～H32 年度)
- 公の施設における指定管理者制度の導入率  
79.8% (H28 年度) → 82.0% (H32 年度)
- 指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証における A 評価の割合  
32.5% (H27 年度) → 40.0% (H32 年度)

\* A 評価: 「サービスの向上」及び「地域の活性化、雇用の確保等」の検証項目において仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされているもの。(A～Dの4段階評価)

※ PPP: Public Private Partnership の略。公民連携。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

※ PFI: Private Finance Initiative の略。民間資金等の活用による公共施設の整備等。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PPP の一類型。

**【参考】 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項  
について（H27.8.28 付け総務大臣通知）の概要**

**地方行政サービス改革に関する留意事項について（助言通知概要）**

**1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進**

**○民間委託等の推進**

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

**○指定管理者制度等の活用**

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

**○地方独立行政法人制度の活用**

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

**○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し**

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

**2 自治体情報システムのクラウド化の拡大**

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

**3 公営企業・第三セクター等の経営健全化**

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

**4 地方自治体の財政マネジメントの強化**

**○公共施設等総合管理計画の策定促進**

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

**○統一的な基準による地方公会計の整備促進**

- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

**○公営企業会計の適用の推進**

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

**5 PPP/PFIの拡大**

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットリングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・向上を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を**比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。**
- 総務省においては、これらの推進状況について**毎年度フォローアップ**し、その結果を広く公表。

**【参考】 民間等委託推進方針（H17.7策定）の概要**

**<民間等委託推進の目的>**

- ・ 県民サービスの質の向上
- ・ 効率的・効果的な行政運営
- ・ 県民の参画やNPO等との協働による暮らしやすい地域社会の形成
- ・ 地域の活性化、雇用の創出

**<方向性>**

「民間にできることは民間に委ねる」との基本的な考えに基づき、業務の民間等への委託を積極的に推進するとともに一層の効率化を図る。

**<推進の視点>**

- 視点1 新たな民間等委託の可能性を検討する。
- 視点2 これまで進めてきた分野を一層推進する。
- 視点3 既に民間等委託している業務について、一層効率的・効果的な委託の可能性について検討する。

## 第2 県民視点に立った県政運営の推進

### ～情報発信力の強化と透明性の向上～

県民の県政への信頼と理解を深め、山形の魅力をより広く知ってもらうため、県内外への情報発信力の強化を図る。また、県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取り組みを推進するとともに、法令遵守等の徹底や業務の効率化・県民利便性の向上、危機管理機能の充実等を図り、県民の期待に応える、県民視点に立った県政運営を推進する。

#### 1 県内外への積極的な情報発信

##### (1) 県内外への情報発信力の強化

- 県民の県政への理解と参加を促進するため、「県民向け」に県政情報を積極的に発信するとともに、山形の魅力をより広く知ってもらうため、「国内外・県内外向け」に効果的に情報発信していく。併せて、情報の受け手（ターゲット）の視点に立った“伝わる”情報発信を進めることで、県行政の「質」の向上に繋げていく。

- \* 「県民向け」の積極的な情報発信

県政への理解と参加を促進するため、県民に分かりやすい情報発信や報道機関への情報提供等を積極的に推進

- \* 「国内外・県内外向け」の効果的な情報発信

2020 東京五輪等の開催や、やまがた創生の推進等を見据え、次の4年間は、特に、山形の魅力をより広く知ってもらうため、国内外・県内外に戦略的・効果的な情報発信を推進

##### ① 戦略的な情報発信の展開

- ・ 情報発信の意義や、「県民向け」・「国内外・県内外向け」などターゲットや目的に応じた効果的・効率的な情報発信のあり方、県の情報発信の取り組みに関する評価や成果（本県の認知度向上等）の把握・活用など、戦略的な情報発信を推進するための方向性を整理した基本指針（ガイドライン）を策定
- ・ 全庁を挙げた情報発信に係る推進体制を整備（部局を横断する調整会議の設置など）
- ・ 職員一人ひとりが、広報パーソン、営業パーソンであるとの意識及び発信力の向上を図るため、情報発信に関する研修の充実や職場内での意識付けを推進

##### ② 効果的な情報発信の推進

- ・ 様々な広報媒体の活用、情報の鮮度維持や内容充実、発信手段の多様化、PR活動の強化等を通じて、県政情報の発信や本県の魅力の発信等を効果的に推進
  - \* 県広報誌、県政テレビ、県ホームページ、動画、メールマガジン、ソーシャルネットワーキングサービス\*（ツイッター、フェイスブック等）の活用
  - 報道機関への情報提供、民間・大学・関係団体と連携した情報発信
  - トップセールス、山形ブランド特命大使\* など戦略的プロモーションの推進

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 戦略的な情報発信の展開					
◎情報発信に係る基本指針(ガイドライン)の策定	検討・策定	指針に基づく取組み			<主に県民向け> ・「県ホームページ」のリニューアル(H26) ・コンビニ等における県政情報の掲出(H25～H27 累計:ポスター130種、パンフレット139種) ・広報アドバイザー等による研修会の開催(毎年度) <主に国内外・県内外向け> ・動画、SNS等新たな情報媒体の活用 ・県外在住ブロガー等による取材ツアーの実施、県産品等の情報発信 ・山形ブランド特命大使の活用(H28～)
◎全庁的な推進体制の整備	整備・運営	(部局を横断する調整会議の設置等)			
◎職員の意識・発信力の向上	研修等の実施	(職員一人ひとりが、広報パーソン、営業パーソンであるとの意識及び発信力の向上を図る研修や職場内での意識付けを推進)			
② 効果的な情報発信の推進	推進				

《目標指標》

- 情報発信に係る基本指針 → 基本指針(ガイドライン)策定(H29年度)
- 県の情報発信向上に対する評価(県政アンケート調査※等)  
(H29年度実施) → 上昇(H32年度)

※ ソーシャルネットワーキングサービス：サービスに登録している会員が互いに情報を交換できるインターネット上のサービスのこと。「SNS」(Social Networking Serviceの略)ともいう。主なものとして、ツイッターやフェイスブックがある。

※ 山形ブランド特命大使：「山形ブランド」を確立し、山形の知名度アップや山形の価値向上を図るため、グローバル又はオールジャパンで活躍する方など情報発信力の高い山形にゆかりのある方を「山形ブランド特命大使」に任命し、山形の魅力をまるごと国内外に発信していくもの。

※ 県政アンケート調査：県民の生活と県政に対する県民のニーズ、意識などを把握し、今後の施策の企画立案並びに執行上の基礎資料とするために行うアンケート調査。毎年度実施。

## 2 県民との対話を重視した県政運営

### (1) 県民との対話重視と県民の声の的確な把握

- 県民との対話と県民視点を大切にする「県民第一主義」の下、県民の声を幅広くかつ的確に把握し、県政運営や各部局等における施策展開に反映する。

#### ① 県民との対話の推進

- ・ 「知事と若者の地域創生ミーティング<sup>※</sup>」や「知事のほのぼの訪問<sup>※</sup>」、「知恵袋委員会<sup>※</sup>」など、県民各層（地域住民、若者、高齢者、各種団体・グループ等）と知事等の直接対話を推進
- ・ 職員による出前講座や施設見学会を推進

#### ② 県民の声の把握と組織全体での共有

- ・ 県民からの意見等について、県庁（県民相談窓口）、各総合支庁（総合案内窓口）、県政直行便<sup>※</sup>、県ホームページ等を通じて幅広く受け付け、対応状況について、県ホームページで公表のうえ、職員間で情報を共有
- ・ 「県政アンケート調査」等を通じて、県の施策に関する県民意識やニーズを的確に把握

#### ③ 意見公募（パブリック・コメント<sup>※</sup>）の推進

- ・ 県民が積極的に利用できるよう、「パブリック・コメント手続に関する指針」（平成 23 年 1 月改正）に基づき、県ホームページでの実施予告や報道機関への資料提供、意見募集期間の確保等、適正な運用を推進

#### ④ 住民参画（パブリック・インボルブメント<sup>※</sup>）の推進

- ・ 公共事業の計画策定等にあたって、住民が計画段階から参画する「パブリック・インボルブメント」を実施し、地域住民の意見を適切に反映

#### ⑤ 審議会等委員の幅広い選任

- ・ 「審議会等の設置・運営に関する指針」（平成 23 年 12 月改正）や「山形県男女共同参画計画」（平成 28 年 3 月策定）等に基づき、重複及び長期就任の見直しや、女性、若者（20 歳代及び 30 歳代）、公募委員の積極的な起用を推進

※ 知事と若者の地域創生ミーティング：知事が市町村に赴き、市町村単位で、若者が力を発揮できる環境づくりや地域課題、定住促進、地域の元気創出策などについて、若者と車座になって対話を行い、明日の地域創生を考える事業。

※ 知事のほのぼの訪問：知事が各分野において活動している団体やグループの方々の方々の活動の現状や課題について話を聞く事業。

※ 知恵袋委員会：豊富な経験を有する方の知恵・知識を県政に反映するため、概ね 65 歳以上の県民の方々から、県政運営に関する意見を聴く事業。

※ 県政直行便：県庁舎をはじめ総合支庁や市町村の窓口等に受取人払いのはがきを設置し、広く県民から意見を聴取する取組み。



《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 県民との対話の推進	県民各層との対話等の推進	(若者、高齢者、各種団体等、県民各層との直接対話を実施)			・「知事と語ろう市町村ミーティング」の開催 H21～H27 累計：62 市町村、10,570 人参加
② 県民の声の把握と組織全体での共有	県民からの意見の受付	(県民からの意見への対応状況を HP で公表、職員間で情報共有)			・「知事のほのぼの訪問」の開催 H22～H27 累計：78 団体、1,171 人参加
	県民ニーズの的確な把握	(毎年度、県政アンケート調査を実施)			・県民からの意見の受け付け (HP での公表) H25～H27 累計：1,835 件 (HP での公表 618 件)
③ パブリック・コメントの推進	推進				・パブリック・コメントの実施 H25～H27 累計：実施件数 110 件、意見 1,079 件
④ パブリック・インボルブメントの推進	推進				・パブリック・インボルブメントの実施 農業農村整備事業に係るワークショップの開催 22 地区、生き物調査 59 地区 (H25～H28 累計)
⑤ 審議会等委員の幅広い選任	推進	(女性、若者等の積極的な起用を推進)			・審議会等委員の登用状況 女性委員の登用率 51.4% (H27)、若者委員を 1 名以上登用している審議会等の割合 100% (H28)

《目標指標》

- 知事と若者の地域創生ミーティング → 県内全 35 市町村で実施 (H29～H32 年度)
- 女性委員の審議会等登用率 51.4% (H27 年度) → 50%以上を維持 (～H32 年度)  
<山形県男女共同参画計画 (H28.3) >
- 若者委員を 1 名以上登用している審議会等の割合  
100% (H28 年度) → 100%を維持 (～H32 年度)  
<審議会等への若者委員登用の推進について (H23.12) >

※ パブリック・コメント：意見公募。県の施策に関する基本的な計画等を立案する過程において、当該立案の内容その他必要な事項を県民等に公表し、これについて提出された県民等の意見を反映させる機会を確保するとともに、意見に対する県の考え方を公表する一連の手続き。

※ パブリック・インボルブメント：住民参画。公共事業の計画策定等において、地域住民が意見を表明できるような場を設け、寄せられた意見を計画に反映すること。

### 3 県政運営の透明性の確保

#### (1) 情報公開・情報開放 <助言通知>

- 行政資料・情報の迅速かつ適切な公開・公表を推進することにより説明責任を果たし、県行政の透明性を確保する。

##### ① 情報公開の推進

- ・ 「山形県情報公開条例」に基づき、県が保有する公文書を請求に応じて適切に開示するとともに、行政情報センター及び総合支庁の総合案内窓口等における行政資料等の情報提供を適切に実施
- ・ 審議会の会議情報や県政推進に係るP D C A\*の情報等、県政に関する情報を県ホームページ等で公開
- ・ 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成27年8月総務大臣通知)を踏まえ、民間委託の実施状況や指定管理者制度の導入状況等、本県の地方行政サービス改革の取組状況を県ホームページにおいて公表〔再掲〕

##### ② 公共データの民間開放(オープンデータ\*)の推進

- ・ 「山形県が保有するデータの二次利用推進に関するガイドライン」(平成27年3月策定)に基づき、県ホームページ上の「山形県オープンデータカタログ」の公開データを拡大・充実

##### ③ 公共事業評価の推進

- ・ 「山形県公共事業評価実施要綱」(平成25年4月改正)に基づき、各段階(事前、事業中、事後)の評価について、「山形県公共事業評価監視委員会」(外部有識者で構成)の意見を聴取するとともに、評価結果を公表

#### 《工程表》

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	これまでの主な取組みと成果
① 情報公開の推進	情報の開示・提供・公開	(毎年度、地方行政サービス改革の取組状況をHPで公表)			・ 情報公開窓口利用者数 1,933人(H27)
② オープンデータの推進	公開データの拡大・充実	(ガイドラインに基づき、オープンデータカタログの公開データを拡大・充実)			・ 「山形県オープンデータカタログ」の公開データセット数 37(H29.3現在)
③ 公共事業評価の推進	推進				・ 公共事業評価 H28実績: 事前評価7件、事業中評価27件、事後評価4件

#### 《目標指標》

- 「山形県オープンデータカタログ」の公開データセット数  
37セット(H28年度) → 150セット(H32年度)

(2) 統一的な公会計<sup>※</sup>の整備・公表 <助言通知>

- 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による地方公会計の整備等を通じて、県民に分かりやすい決算情報の提供に努める。

- ・ 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月総務大臣通知)を踏まえ、統一的な基準による財務諸表を作成・公表(平成 29 年度～)
- ・ 県の財政状況について県民の理解を得られるよう、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の状況や、歳入歳出決算や各種財政指標等の状況と分析に関する情報(財政状況資料集)を整理・公表

\* 「統一的な基準」による財務書類が作成されることにより、

- ① 発生主義・複式簿記が導入され、統一的な基準に基づいた住民一人当たりの資産、負債額及び行政サービスに要するコストを算出する等の財務分析を実施することが可能となること
  - ② 固定資産台帳が整備され、資産の減価償却費累計額を用いて老朽化比率等を算出することで、公共施設マネジメントへの活用が可能となること
  - ③ 財務書類の作成基準が統一されることで、客観性・比較可能性が確保されること
- 等の観点から、財務書類等の地方公共団体マネジメント及びガバナンスのツールとしての機能が向上することとなる。こうしたことから、これまでのように単に財務書類等を作成するだけでなく、予算編成や行政評価等に積極的に活用していくことが期待されるものである。

(「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書」(平成 28 年 10 月総務省)より要約)

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
◎統一的な基準による 財務諸表の作成・公表	新たな 財務諸表の 作成・公表 (H29～)				・複式簿記・発生主義会計を 活用した財務諸表の作成・ 公表(H20 決算～)
	新たな 財務諸表の 活用方策の 検討・活用	(H30 以降、各都道府県で新たな財務諸表が 作成・公表される予定のため、類似団体との 比較・分析も可能に)			
◎財政状況資料集等の 作成・公表	作成・公表				・HPにおいて、毎年度、健全化 判断比率等の状況や財政 状況資料集を公表

《目標指標》

- 統一的な基準による財務諸表 → 作成・公表 (H29 年度～)

※ P D C A : Plan (計画策定)、Do (実施)、Check (検証)、Action (見直し) の 4 つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

※ オープンデータ : 二次利用可能なルールの下で、コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できる形で公開されるデータ。行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化という意義・目的の下で政府が推進している。

※ 統一的な公会計 : 総務省が示した、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準」に基づき作成する財務書類。「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(H27.1 総務大臣通知)により、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成することが要請されている。

## 4 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営

### (1) 法令遵守等の徹底

- 確実に適正な事務執行を確保するとともに、個人情報保護の適正な運用を行うなど法令遵守等を徹底する。

#### ① 県民の信頼確保に向けた公務員倫理の徹底

- ・ 職員の法令遵守や、職務専念義務の意識を徹底（山形県職員服務規程（平成24年4月最終改正））
- ・ 職員の倫理保持を徹底（山形県職員倫理規程（平成22年4月最終改正））

#### ② 確実に適正な事務執行の確保

- ・ 「事務の適正な執行に向けた緊急プログラム」（平成20年8月策定）及び関連する事務処理の適正化に関する各種通知を周知徹底し、日常の業務にしっかりと定着させるための取組みを組織的に推進
- ・ 地方自治法の改正の動向も踏まえつつ、事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価し、自らコントロールする「内部統制」のあり方を検討

\* 「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」（平成26年4月総務省）では、具体的な設計案として、①内部統制基本方針の作成・公表、②内部統制体制の整備・運用、③内部統制状況評価報告書の作成、④報告書に係る監査委員の監査、⑤監査委員の意見を付した報告書の議会への報告、⑥議会に報告した報告書の公表、といったものが示されている。また、期待される効果としては、「首長のマネジメントの強化」、「監査委員の役割の強化」、「議会及び住民による監視のための判断材料の提供」、「住民が行う選択の基盤」といったことが挙げられている。

#### ③ 情報資産<sup>\*</sup>の適正な管理

- ・ 「山形県情報セキュリティポリシー<sup>\*</sup>」（平成28年3月改定）に基づき、県が保有するパソコンや電磁的記録媒体、情報システム及びこれらで取り扱う情報等の情報資産を適正に管理するとともに、情報システムをサイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進

#### ④ 個人情報保護制度の適正な運用

- ・ 個人情報の取扱いに関する実務研修会や全庁的な総点検等を通じて、「山形県個人情報保護条例」に基づく適正な運用を推進

#### ⑤ 暴力団排除の徹底

- ・ 「山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱」（平成24年7月策定）に基づき、県の事務事業における暴力団の排除を徹底

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 県民の信頼確保に向けた 公務員倫理の徹底	法令遵守や 倫理保持の 徹底				<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属長等を対象に「不祥事再発防止に向けた研修」を実施(H27)</li> <li>・確実に適正な事務執行を図るため、関係法令及び通知等の遵守を徹底 通知発出：H27.3、H27.7、H28.2</li> <li>・「山形県情報セキュリティポリシー」の改定(H28.3)</li> <li>・情報セキュリティ事故等に対応するための「緊急時対応計画※」の策定(H28.12)</li> <li>・個人情報保護制度に係る担当職員研修会等の開催</li> <li>・各種事務要綱等へ暴力団排除の規定を整備 H29.3の実績：累計 113 件</li> </ul>
② 確実に適正な事務執行の確保	各種通知の 周知徹底  「内部統制」 のあり方の 検討				
		(地方自治法の改正の動向を踏まえ、基本方針の作成や体制整備等を実施)			
③ 情報資産の適正な管理	適正管理の 推進  情報セキュ リティ対策 の推進				
		(情報システムをサイバー攻撃等の脅威から守る対策を推進)			
④ 個人情報保護制度の 適正な運用	適正に運用				
⑤ 暴力団排除の徹底	取組徹底				

※ 情報資産：パソコンやサーバ等の機器、電磁的記録媒体、ネットワーク、情報システム及びこれらで取り扱う情報（印刷した帳票及び文書を含む。）等であって、県が保有又は契約により使用等するもの。

※ 山形県情報セキュリティポリシー：県が保有する情報資産を適切に保護するため、県が行う情報セキュリティ対策について総合的、体系的に取りまとめたものであり、明文化することで、本県の情報セキュリティに対する考え方を全職員が共有し、情報セキュリティの強化・維持を図るもの。

※ 山形県情報セキュリティ緊急時対応計画：県が保有する情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適切に実施するための執行体制や対応手順等を予め定めるもの。

## (2) 県政推進に向けたPDCAサイクルの実施

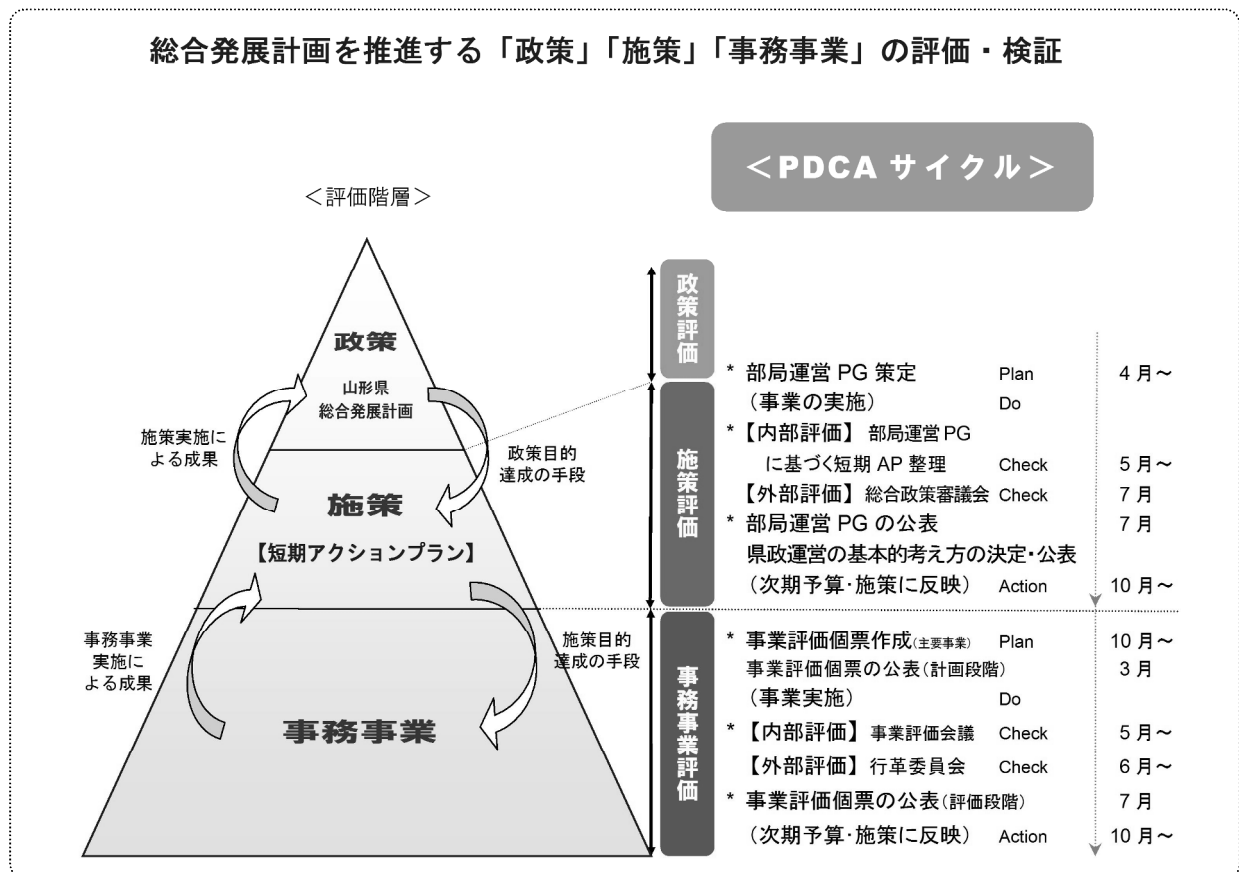
- ◎ 総合発展計画を推進するため、各部局長等による主体的な部局運営を中心としながら、全庁横断的な取組みを効果的・効率的に推進するPDCAサイクル(Plan(計画策定)→Do(実施)→Check(検証)→Action(見直し)のサイクル)を実施する。

- ・ 施策レベル、事務事業レベルにおいて、各部局長等のマネジメントによる内部評価及び有識者による外部評価・検証(山形県総合政策審議会、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会)を実施し、次期施策・事業に反映
- ・ 部局運営プログラム、短期アクションプランの取組状況と推進方向、事務事業の見直しの成果及び主要事業の目標達成度等については県のホームページで公表し、主要な施策の成果については議会に提出

### 《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
◎PDCAサイクルの実施 ・評価・検証、公表、 次期施策・事業への反映	実施 →				<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策及び事務事業について外部評価・検証を受け、予算編成に反映(H25～H27)</li> <li>・事務事業評価の進め方を見直し(H28.9)</li> </ul>

### 総合発展計画を推進する「政策」「施策」「事務事業」の評価・検証



### (3) 業務効率化の推進・県民利便性の向上 <助言通知>

- 事務処理に要する時間の短縮と経費の縮減を図るため、業務の簡素・効率化を進めるとともに、事務手続きの簡素化を一層推進し、県民利便性の向上を図る。

- ① 業務プロセスの再構築（BPR<sup>※</sup>）・情報通信技術（ICT）の活用等による業務の見直し
  - ・ 事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を推進
  - ・ 業務全般にわたるきめ細かな改善を進めるとともに、「無駄を省く」という意識の下、職員が勤務時間内に業務が終了するよう、資料作成や調査業務等の見直しを行うとともに、事務の厳選を行うなど、事務作業の見直しを推進（職員の自主的・主体的な取り組みや職員提案制度を実施）
  - ・ 事務事業の見直しや改善について、部局長のマネジメントの下、部局内で検討する取り組みを進め、業務量の縮減（時間外勤務の縮減）を推進〔再掲〕
  - ・ 各種計画の策定や施策の立案・検証等をより効果的・効率的に行うため、地域経済分析システム（RESAS）<sup>※</sup>等のビッグデータの活用を推進
- ② 事務手続きの簡素化・県民利便性の向上
  - ・ 県への申請書類の簡素化（様式・添付書類の簡素化、押印廃止等）を推進
  - ・ 電子申請・施設予約サービス「やまがたe申請」の周知を図るとともに、住所変更等の定例的な手続きやイベントの申込み等の受付、公の施設の予約・申請等、更なる業務での利活用を推進
- ③ 情報システムの全体最適化
  - ・ 「山形県情報システム全体最適化計画（第4次）」（平成28年3月策定）に基づき、基盤統合やクラウドサービス<sup>※</sup>の活用等を通じて、県の情報システム全体のコストの適正化や業務の効率化を推進
  - ・ 業務再構築を伴う大規模システム開発について、「事務効率化推進委員会」（部局長等で構成）において、その妥当性を検証
- ④ 公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）<sup>※</sup>の推進
  - ・ 公共事業支援統合情報システムにより、公共事業に関する情報を電子化し、一連の業務（積算、入札・閲覧、発注、支出）の効率化を推進

※ BPR：Business Process Re-engineering の略。業務プロセスの再構築。業務の効率性や生産性を改善するため、現在の仕事のやり方を抜本的に見直し、再構築すること。

※ 地域経済分析システム（RESAS）：政府が地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、地方自治体による、真に効果的な「地方版総合戦略」等の立案、実行、検証（PDCA）を支援するもの。（RESAS：Regional Economy Society Analyzing Systemの略）

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① BPR・ICTの活用等による業務の見直し	見直し・改善の推進	(業務フローの見直しやICTの活用、職員の自主的・主体的な取組み、職員提案制度等を実施)			・総務事務システムを導入し、庶務業務を電子化・集約化(H22年度～) ・“生き生き職場づくり”運動の一環として、「事務作業見直し点検シート」を活用した見直しを推進
② 事務手続きの簡素化・県民利便性の向上	簡素化・利便性向上の推進	(申請書類の簡素化、やまがたe申請の利活用を推進)			・県への申請書類の簡素化(様式・添付書類・押印廃止等)を推進 ・庁内各課及び市町村に対し、「やまがたe申請」活用に係る働きかけを実施
③ 情報システムの全体最適化	基盤統合やクラウドサービスの活用等の推進	(大規模システム開発について、事務効率化推進委員会で妥当性を検証)			・「山形県情報システム全体最適化計画」(第1次～第3次)に基づき、システム間の統合等を推進 ・公共事業支援統合情報システムについて、電子入札や電子閲覧等のシステムの再開発・機器更新等を実施
④ 公共事業支援統合情報システムの推進	システム運用				

《目標指標》

- 「やまがた e 申請」の利用件数  
8,589 件 (H27 年度) → 12,000 件 (H32 年度)
- 基盤統合やクラウドサービスの活用による情報システムの運用コスト  
→ H27 年度比で 3 割削減 (H32 年度)

＜山形県情報システム全体最適化計画 (第 4 次) (H28.3)＞

※ クラウドサービス：コンピュータ資源（サーバ、アプリケーション等）について、利用者の要求に応じ、ネットワークを通じてサービスを提供する形態の総称。

※ 公共事業支援統合情報システム (CALS/EC)：公共事業に関する情報を電子化し、インターネット等の ICT 技術を用い、情報の共有・連携を図るシステム。電子入札システム、電子閲覧システム、電子納品保管管理システム、建設事業情報総合管理システム等で構成。



#### (4) 公共調達制度の改善

- 建設工事及び物品購入等の公共調達に係る入札契約制度について、公平性と競争性の確保に加え、品質と価格の適正を考慮しつつ、県民経済の発展への寄与を目的とした制度への改善を進める。

##### ① 建設工事等に係る入札契約制度の改善

- ・ 「山形県公共調達評議委員会」(外部有識者で構成)における制度の改善に関する調査審議を踏まえ、品質確保や過度な低入札への対策等、社会情勢の変化等に応じて、適時適切な改善を実施

##### ② 物品購入等に係る「地元調達運動」の推進

- ・ 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」(平成21年12月決定)に基づき、物品購入や業務委託等における県内企業への受注機会の拡大(「地元調達運動」)を推進
- ・ 物品購入において、「県産品愛用運動※」に沿った県産品活用を推進

#### 《工程表》

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	これまでの主な取組みと成果
① 建設工事等に係る入札契約制度の改善	社会情勢の変化に応じて適時改善				<ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査基準の引き上げ(H28)等</li> <li>・地元調達率(H28):物品(10万円以下)95.5%、印刷物(250万円以下)99.9%、業務委託(100万円以下)98.9%</li> </ul>
② 物品購入等に係る「地元調達運動」の推進	「地元調達運動」の推進 「県産品愛用運動」の推進	(毎年度の成果等を踏まえ、当該運動の拡大を検討)			

#### 《目標指標》

- 10万円以下の物品の地元調達率 95.5%(H28年度) → 95%以上を維持(～H32年度)
- 250万円以下の印刷物の地元調達率 99.9%(H28年度) → 95%以上を維持(～H32年度)
- 100万円以下の業務委託の地元調達率 98.9%(H28年度) → 95%以上を維持(～H32年度)

※ 県産品愛用運動：県民が県産品を知って、買って、使って、その良さを県外に発信していくこと、さらには県産品を購入することで、県内での生産の増加、雇用の場の確保、所得の増加、消費の拡大につながっていくという県内経済循環の輪の形成を目的とする運動。

## (5) 地方分権改革の動きを踏まえた施策の推進

- 地域の実情に合った行政サービスの提供を実現するため、政府における地方分権改革の動きを踏まえ、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等に積極的かつ適切に対応する。

### ① 条例制定権の拡大に伴う適切な対応

- ・ 法令による義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡大を受け、本県の実情に合致した条例の制定など、法令等による新たな動きを踏まえた適切な取組みを推進

### ② 国から地方への権限移譲の推進

- ・ 本県の実情に即した施策を主体的・積極的に行えるよう、「提案募集方式※」を活用し、国からの権限移譲を推進

#### 《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 条例制定権の拡大に伴う適切な対応	法令等の新たな動きに適切に対応	(義務付け・枠付けの見直しに伴う、本県実情を踏まえた条例制定を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例への本県独自基準の設定例： 保育所乳児室の面積、指定介護老人施設の居室定員、県道の構造基準 等</li> </ul>
② 国から地方への権限移譲の推進	権限移譲の推進	(提案募集方式を活用)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府に「ハローワークの地方への移管」を提案(H27.6) 第6次地方分権一括法の施行(H28.8)により、地方版ハローワークの設置が可能に</li> </ul>

※ 提案募集方式：個々の地方公共団体から、地方分権改革に関する提案を広く募集する方式。全国的な制度改正（地方に対する権限移譲・規制緩和）の提案や、全国一律の移譲が難しい場合には、個々の団体の発意に応じた選択的な移譲の提案を対象とする。

## 5 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実

- 大規模災害等から県民の生命と財産を守るため、「山形県防災基本条例」（平成 29 年 3 月 制定）、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（平成 28 年 3 月 策定）等に基づき、多様な主体と連携した減災<sup>※</sup>等の取組みを推進するとともに、県における危機対応力の強化を図る。

### （１）事前防災・減災等のための多様な主体との連携・協働

#### ① 市町村との連携・協働の推進

- ・ 地域防災力の強化に向けて、自主防災組織の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等の取組みを推進
- ・ 市町村と連携した各種防災訓練を実施するとともに、県と市町村による防災に関する合同研修を開催

#### ② NPO・企業等との連携・協働の推進

- ・ 「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会<sup>※</sup>」の活動を通して、大規模災害時の「山形県災害ボランティア支援本部<sup>※</sup>」の円滑な設置・運営や「市町村災害ボランティアセンター<sup>※</sup>」が円滑に設置・運営できる体制整備を支援
- ・ 大規模災害時の物資調達や役務の提供等に係る企業等との応援協定について、実施体制の整備及び訓練の実施等により実行性を確保するとともに、新たな協定の締結を検討

#### ③ 広域連携の推進

- ・ 他県等との相互応援協定や「山形県災害時広域受援マニュアル」（平成 29 年 3 月 策定）について、定期的な情報交換や訓練等、実効性確保に向けた取組みを推進

※ 減災：災害時において発生する被害を最小化するための取組み。「防災」が被害を出さない取組みであるのに対して、「減災」とはあらかじめ防げない被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとするもの。

※ 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会：平常時から、災害に備えたボランティアやNPO間の横断的なネットワークを形成していくため、山形県社会福祉協議会や災害対応NPO、県等により設置された組織。

※ 山形県災害ボランティア支援本部：大規模災害時に、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会構成団体により組織され、県内外のボランティアの誘導や県内外の災害支援NPOとの連携などを実施することにより、市町村災害ボランティアセンターの支援を行う組織。

※ 市町村災害ボランティアセンター：大規模災害時に、市町村や市町村社会福祉協議会等が、災害ボランティアと被災者のニーズの調整（コーディネート）等を行うために設置される組織。

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 事前防災・減災等に係る市町村との連携・協働の推進	市町村との連携・協働による地域防災力の強化	(自主防災組織の育成・強化や災害時要配慮者避難支援対策等を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形県防災基本条例」の制定 (H29.3)</li> <li>・防災訓練参加者数 29,706 人 (H27)</li> </ul>
	市町村と連携した訓練や研修の実施				
② 事前防災・減災等に係るNPO・企業等との連携・協働の推進	NPO等との連携・協働の推進	(災害ボランティアに関する体制整備等を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形県災害ボランティア支援本部設営マニュアル」及び「山形県災害ボランティア活動支援指針」の見直し (H28.3)</li> <li>・企業等との協定を踏まえた災害対応準備率 97% (H27)</li> </ul>
	企業等との連携・協働の推進		(応援協定の実効性確保に向けた取組み等を推進)		
③ 事前防災・減災等に係る広域連携の推進	定期的な情報交換や訓練等の実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定」の改正 (H26.10)</li> <li>・「山形県災害時広域受援マニュアル」の策定 (H29.3)</li> </ul>

《目標指標》

- 県、市町村又は県・市町村合同で実施する防災訓練への参加者数

29,706 人 (H27 年度) → 38,000 人 (H32 年度)

<事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画 (H28.3) >

## (2) 危機対応力の強化

### ① 県の業務継続計画（BCP）※の策定等

- ・ 「山形県庁舎業務継続計画（地震災害編）」（平成26年9月策定）や「総合支庁業務継続計画」（平成28年2月又は3月策定）等について、訓練等を通じて計画の定期的な点検を行うとともに、必要な修正を実施
- ・ 「山形県庁舎業務継続計画（地震災害編）」における非常時優先業務について、「山形県ICT-BCP策定ガイドライン」（平成28年3月改定）に基づき、業務の実施に不可欠な情報システム（重要システム）に係るBCPの策定を推進

### ② 職員の危機管理能力の向上

- ・ 研修や訓練等を通じて、職員の危機管理に関する意識や対応力を強化
- ・ 「危機管理確認週間」を設定し、各所管業務のマニュアルを定期的に点検するとともに、具体的な想定に基づく訓練を実施

### ③ 災害時等における効果的な情報発信

- ・ 県が開設する防災関係のホームページ「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」等において、防災情報を適時適切に発信
- ・ 防災行政無線やラジオの緊急放送、データ放送、緊急速報メール等、県民に対する情報伝達手段の多様化を推進

#### 《工程表》

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	これまでの主な取組みと成果	
① 県の業務継続計画（BCP）の策定等	県庁舎等のBCPの点検・見直し	（県庁舎及び総合支庁のBCPの定期点検、必要な修正を実施）			→	・「山形県庁舎業務継続計画（地震災害編）」の策定（H26.9）、 「総合支庁業務継続計画」の策定（H28.2～3）
	重要システムに係るICT-BCPの策定					
② 職員の危機管理能力の向上	研修・訓練等の実施	→			・各所属での危機管理マニュアルの点検と訓練実施を推進 訓練実施率 88%（H27）	
③ 災害時等における効果的な情報発信	適時適切に情報発信	→			・防災HP「こちら防災やまがた！」や「山形県河川・砂防情報システム」等で、防災情報を速やかに発信	
	情報伝達手段の多様化の推進	→			・県防災行政通信ネットワークの再整備（H29年度内に完了予定）	

#### 《目標指標》

○ 危機管理マニュアルの訓練実施率 88%（H27年度） → 100%（H32年度）

※ 業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。（BCP：Business Continuity Planの略）

### 第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり ～限られた行財政資源で最大効果の発揮～

「やまがた創生」に向けて、限られた行財政資源で最大効果を発揮する、自主性・自立性の高い県政運営を推進するため、それを支える人材育成や、簡素で効率的な組織機構の構築を進めるとともに、持続可能な財政基盤を確立する。

#### 1 県民のための県庁づくり

##### (1) 責任感を持って、自分で考え行動する意欲あふれる人づくり

- 今後の山形県の発展に向けて、責任感と行動力を持ち、県民とともに“活力ある山形県”を創っていく職員を育成する。

##### ① 職員の意識や組織風土の改革

- ・ 職員研修や職場内での対話を通じて、職員一人ひとりに、「県民視点」、「対話重視」、「現場主義」の3つの基本的な姿勢を定着
- ・ 職員の自主的・主体的な取り組みや職員提案制度を実施

##### ② 多様な人材育成方策の実施

- ・ 県民ニーズに的確に対応できる職員の育成に向け、「山形県職員育成基本方針」（平成27年1月策定）に基づき、  
民間等との交流研修及び職員の政策形成能力や専門性を高める研修  
職位毎に必要なとされる能力（職務遂行能力及び組織マネジメント能力）の開発・向上のための研修  
人事評価制度等を活用した職場内での人材育成  
等の多様な人材育成方策を実施

#### 《工程表》

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	これまでの主な取り組みと成果
① 職員の意識や組織風土の改革	職場内での対話や職員の自主的・主体的な取り組みの実施	(職員一人ひとりに、「県民視点」、「対話重視」、「現場主義」の基本姿勢を定着)			・職員一人ひとりの意識改革と風通しの良い組織風土を醸成するための“活き活き職場づくり”運動を推進
② 多様な人材育成方策の実施	研修や職場内での人材育成の推進				・新たな「山形県職員育成基本方針」の策定(H27.1)

## (2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用

- 職員の能力や実績を活かした人材活用を行うとともに、職員が明るく元気に働ける職場づくりを推進する。

### ① 職員の士気を高める人材活用と働きやすい職場づくり

- ・ 人事評価制度の実施を通じて、職員の意欲と能力の向上を図るとともに、職員の能力や実績を活かした人材活用を推進
- ・ 「職場におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する指針」(平成11年4月策定)及び「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」(平成26年4月策定)等に基づき、ハラスメントの防止を推進
- ・ 「職員のこころの健康づくりの指針」(平成28年4月改正)や「ストレスチェック制度※」に基づき、職員のメンタルヘルス対策を推進

### ② ワーク・ライフ・バランスの一層の推進

- ・ 知事を本部長とする「ワーク・ライフ・バランス推進本部」(平成28年12月設置)において、これまで“生き生き職場づくり”運動で実施してきた取組みや「山形県特定事業主行動計画」(平成28年3月策定)による取組みを一体的に推進し、職員一人ひとりの意識改革と、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境の整備を推進
- ・ 時間や場所に捉われない、柔軟で多様な働き方が可能となるようサービス制度を充実
- ・ 業務量の縮減や時間外勤務縮減に向けた取組みを推進

### 【参考】 「ワーク・ライフ・バランス推進本部」 の概要

#### “生き生き職場づくり”運動による取組み

- 業務の見直し・効率化
- 時間外勤務の縮減
- 風通しの良い職場づくり
- 挨拶の励行・接遇の向上 など

#### 仕事と家庭生活の両立支援(特定事業主行動計画)

- イクボスを中心とした意識改革・環境整備の推進
- 多様な働き方の実現に向けたサービス制度の充実 など

これらを一体的に取り組み

#### ワーク・ライフ・バランスを一層推進

#### 健康的で充実した生活を目指す取組み

- 仕事の節目や家族とのふれあい等のための休暇の取得促進(月1日運動)
- ゴールデンウィーク等における連続休暇の取得促進(もう1日運動) など

#### 【設置趣旨】

職員が明るく元気に働ける職場づくりの推進や、育児・介護など多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境の整備に一層取り組んでいくため、ワーク・ライフ・バランス推進本部を設置(H28.12.27)

### ③ 女性職員等の活躍の場の更なる拡大

- ・ 「山形県庁版 女性職員ロールモデル※集」の作成や研修等を通じて、女性職員がキャリアビジョンを持つための意識啓発を推進
- ・ 職位に応じた能力開発を図り、個々の女性職員の能力・意欲やキャリアを踏まえ、多様な施策部門や管理職への積極的な登用を推進

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 職員の士気を高める 人材活用と働きやすい 職場づくり	人事評価 の実施  ハラスメント の防止及び メンタルヘルス 対策の推進				・人事評価の対象を全職員に 拡大(H27.10)、地方公務員 法に基づく人事評価の実施 (H28～)  ・「職場におけるパワーハラス メントの防止等に関する指針」 の策定(H26.4)
② ワーク・ライフ・バランスの 一層の推進	職員の意識 改革と職場 環境の整備 の推進  多様な働き方 を可能とする サービス制度 の充実  業務量の 縮減や時間 外勤務縮減 等の取組み の推進	(ワーク・ライフ・バランス推進本部の下で 各種取組みを推進)  (在宅勤務などのテレワークの推進、 時差出勤の拡充、フレックスタイム制導入 に向けた検討等)			・次世代育成支援対策推進法 と女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律に 基づく、新たな「山形県特定 事業主行動計画」の策定 (H28.3)  ・「ワーク・ライフ・バランス推進 本部」(本部長:知事)の設置 (H28.12)
③ 女性職員等の活躍の場の 更なる拡大	管理職等 への登用等 の推進				・管理職に占める女性職員の 割合 11.1%(H29.4 現在)

《目標指標》

- 男性職員の育児休業取得率（知事部局） 7.0%（H27 年度） → 20%以上（H32 年度）
- 男性職員の妻の出産時の子育て休暇（育児参加休暇）取得率（知事部局）  
45.2%（H27 年度） → 全員取得（H32 年度）
- 管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合（知事部局）  
11.1%（H29 年度） → 15%以上（H32 年度）  
＜山形県特定事業主行動計画（H28.3）＞

※ ストレスチェック制度：労働安全衛生法により事業者には実施が義務付けられた、社員（職員）の心理的な負担の程度を把握するための検査「ストレスチェック」及びその結果に基づく医師の面接指導の実施等を内容とする制度。

※ ロールモデル：組織において、社員（職員）が目指したいと思う模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり、模倣したりする対象となる人材。



### (3) 簡素で効率的な組織機構の実現

- 限られた行財政資源の下で、新たな行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応すると同時に、簡素で効率的な組織機構を実現するため、下記の4つの観点から、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な体制整備を行っていく。

#### ① 新たな行政課題等に的確に対応できる組織体制の整備

- ・ 「やまがた創生」の実現をはじめ、直面する多くの県政課題に的確に対応できるよう、必要な組織体制を整備するとともに、複数部局に跨る横断的課題に総合的かつ柔軟に対応できるよう庁内連携を推進

#### ② 地域課題に的確に対応するための総合支庁の体制整備

- ・ 『「総合支庁の見直し」について』（平成28年3月）を踏まえて実施した見直しを検証しながら、市町村支援への重点化や本庁との適切な役割分担の観点から、必要な組織体制を整備
- ・ 山形市の中核市移行（平成31年4月予定）を踏まえて、村山総合支庁及び関係公所の体制を見直し

#### ③ 必要な県民サービスを確保していくための組織体制や組織運営のあり方の検討

- ・ 出先機関について、平成24年度までに策定した「見直し方針」やその後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、業務の必要性や集約化、民間のノウハウの活用、市町村との連携等の観点から各種の検証を行いながら、組織体制や組織運営のあり方を検討し、必要な見直しを実施
- ・ 公の施設について、引き続き県が保有する必要があるか否かを常に検証するとともに、県民サービスの向上と、より効果的・効率的な運営を図る観点等から、指定管理者制度の適切な運用及び導入を推進する一方、運営を希望する事業者がいる場合は、サービス水準の維持向上に留意しつつ、民間移譲を検討〔再掲〕
- ・ 現業業務について、県行政が担うべき役割や県民サービスの確保に留意しつつ、業務及びその執行体制のあり方を検討
- ・ 非常勤職員について、地方公務員法等の改正の動きを踏まえ、必要な見直しを実施

#### ④ 効率的な事務処理体制を目指した不断の見直し

- ・ 当初予算編成と併せた事務事業の見直し・改善により、事務事業の再構築と組織・人員体制の見直しを一体的に検討
- ・ 県の機関内に事務局を置いている任意団体や審議会等の見直し（廃止・統合等）を推進

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 新たな行政課題等に 的確に対応できる 組織体制の整備	必要に応じた 組織体制の 見直し				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「観光立県山形」の実現に向けて、「観光立県推進課」、「インバウンド・国際交流推進課」を新設(H28) 等</li> <li>・総合支庁等の体制整備 (連携支援室の設置、産業振興機能の見直し、地域振興局への移行(H28))</li> <li>・審議会等の数 146(H22)→141(H28)</li> </ul>
② 地域課題に的確に対応 するための総合支庁の 体制整備	必要に応じた 組織体制の 見直し  山形市の 中核市移行 を踏まえた 村山総合支庁 ・関係公所の 体制の検討		(山形市の中核市移行に 伴う体制見直し)		
③ 必要な県民サービスを 確保していくための組織 体制や組織運営のあり方 の検討	出先機関や 公の施設、 現業業務に 係る検討				
④ 効率的な事務処理体制を 目指した不断の見直し	事務事業の 見直し・改善 と一体となった 組織・人員 体制の見直し の推進				

## 2 持続可能な財政基盤の確立

### (1) 歳入の確保

- 県税収入の確保をはじめ、ふるさと納税制度の活用や「やまがた社会貢献基金」への寄付の促進を図るなど、自主財源の確保に努める。

#### ① 県税収入の確保

##### ◇ 市町村との連携強化

- ・ 「山形県地方税徴収対策本部」や各総合支庁税務課単位の地域協議会による、県・市町村職員向け研修会や市町村への助言等を実施
- ・ 各地域協議会において、個人住民税に係る滞納事案の解決手法を検討する「滞納事案検討会」を開催し、共同催告や共同徴収等、県と市町村が連携した滞納整理を実施

##### ◇ 滞納整理の強化及び納税環境の整備

- ・ 自動車のタイヤロックをはじめとした動産の差押えや、インターネット公売等を積極的に実施
- ・ 「自動車保有関係手続のワンストップサービス※」の新システムの稼働に併せて、法人県民税及び法人事業税の電子納税について検討
- ・ 口座振替（自動車税、個人事業税）、コンビニエンスストア納付（全税目）、インターネットによるクレジット納付（自動車税）の利用を促進

#### ② 未収金対策の推進

- ・ 「山形県未収金対策本部」が中心となって、未収金対策の総括的な進行管理を行い、未収金発生未然防止と発生直後の早期回収に努めるとともに、回収の可能性に応じた具体的な取組みを推進
- ・ 担当職員の職務遂行能力の向上に取り組むとともに、状況に応じ、債権回収会社や弁護士法人等を活用

#### ③ 受益者負担の適正化

- ・ 行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年度検証のうえ、適正な見直しを実施

#### ④ 多様な財源の確保

- ・ ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、「やまがた社会貢献基金」の寄附を促進
- ・ 県の広報媒体等への企業広告の掲載を推進
- ・ 自動販売機設置場所貸付やネーミングライツ※等、県有財産の有効活用を推進
- ・ 外部資金を積極的に活用
- ・ 基金、特別会計資金を有効活用

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 県税収入の確保	市町村と連携した取組みの推進 滞納整理・納税環境の整備の推進	(合同研修や滞納事案検討会の開催、共同催告等を実施) (動産の差押えやインターネット公売を実施、法人県民税と法人事業税の電子納税について検討、口座振替・コンビニ納付等の利用を促進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税の徴収率の向上 現年度課税分：99.3%→99.6% 現滞計：97.0%→98.4%(H23→H27)</li> <li>・市町村との滞納事案検討会の開催 H27 実績：34 市町村、37 回、246 件</li> </ul>
② 未収金対策の推進	未収金発生の未然防止・早期回収等の推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・未収金残高 45.3 億円→36.9 億円(H23→H27)</li> <li>・使用料及び手数料の見直しの実施</li> </ul>
③ 受益者負担の適正化	使用料・手数料に係る検証・見直し				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税額 165 百万円(H27)</li> <li>・やまがた社会貢献基金への寄附金額 302 百万円(H27 までの累計)</li> </ul>
④ 多様な財源の確保	推進	(ふるさと納税等の寄附、県の広報媒体等への企業広告掲載、ネーミングライツなど県有財産の有効活用等を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツの導入 243 百万円(H19～H27 累計)</li> <li>・県有財産の売却・有効活用による歳入 4.3 億円(H27) うち売却分 2.8 億円 うち有効活用分 1.5 億円</li> </ul>

《目標指標》

- 県税徴収率
  - 現年度課税分 99.6% (H27 年度) → 99.7% (H32 年度)
  - 滞納繰越分を含めた現滞計 98.4% (H27 年度) → 98.5% (H32 年度)
- 未収金残高 36.9 億円 (H27 年度) → 毎年度減少
- ふるさと納税額 165 百万円 (H27 年度) → 265 百万円 (H32 年度)
- 県有財産の売却・有効活用による歳入 → 12 億円 (H29～H32 年度累計)  
(有効活用：県の広報媒体等への企業広告の掲載、自動販売機設置場所貸付、ネーミングライツ等)

※ 自動車保有関係手続のワンストップサービス：自動車を保有するために必要な手続きと税・手数料の納付を、インターネットを使ってオンライン申請で一括して行うことを可能とするサービス。政府では、平成 29 年度までに全国展開や対象手続きの拡大により抜本的に拡大するとしている。

※ ネーミングライツ：施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用する代わりに、施設命名権者（ネーミングスポンサー）からその対価を得て施設の管理運営に役立てるもの。

## (2) 歳出の見直し

- 持続可能な財政運営を進めるため、職員一人ひとりのコスト意識を徹底し、組織を挙げて、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減等、歳出の見直しを徹底するとともに、義務的経費の一つである人件費の適正管理に努めていく。

### ① 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中

#### ◇ 事務事業の見直し・改善

- ・ 部局長のマネジメントの下、職員が現場の実態等を踏まえ、自らの問題意識で事務事業の見直しや改善の提案を行い、その提案を部局内で検討したうえで、予算編成に反映
- ・ その際、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による歳出の見直しとともに、組織・人員体制と並行した業務量の縮減（時間外勤務の縮減）も推進
- ・ 主な見直し・改善の成果等については、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の評価を受けるとともに、県ホームページで公表

\* 部局長のマネジメントの下、以下の視点で、事務事業の見直し・改善を推進

- ①必要性の視点                      ②役割分担の視点                      ③成果検証の視点
- ④事業の進め方の視点              ⑤支出の適正性の視点
- ⑥時間外勤務の縮減、業務量縮減の視点

#### ◇ 行政経費の節減、事務の効率化の徹底

- ・ 「山形県環境保全率先実行計画（第4期）」（平成28年2月策定）に基づき、省エネルギーや節電、ペーパーレス等の取組み（行政経費の節減）を推進
- ・ 資料作成・調査業務等の見直しや事務の厳選など、事務作業の見直しを推進（職員の自主的・主体的な取組みや職員提案制度を実施）〔再掲〕

### ② 人件費の適正管理

- ・ 適正な定員管理、給与管理により、総人件費の増加を抑制

#### ◇ 適正な定員管理

持続可能な財政基盤の確立のため、これまでの行財政改革の取組みを後退させることなく、引き続き簡素で効率的な組織機構の実現に向けて不断の見直しを行う。

このため、県が業務を行っている各分野において、民間活力の活用を検討しながら、行政サービス提供主体の多様化等による組織機構の構造的な見直しを推進していく。

一方、人口減少対策や災害対応、やまがた創生の実現等、本県を取り巻く新たな行政課題についても的確に対応していく必要がある。

以上のことを踏まえ、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に、新たな行政課題に対しては見直しにより生み出した人員を必要性を厳選のうえ配置して対応することとし、限られた人材資源を「選択と集中」により有効に活用する。

なお、教育委員会、警察本部の特に配慮を要する教育、治安などの分野の現場機能に係るものについては、以下の点を踏まえて、別途、適正な定員管理に取り組むものとする。

○ 教育委員会

児童生徒数の減少や学校の統廃合を反映した、いわゆる「標準法」による教職員の定数及び「山形県教育振興計画」の推進等を踏まえた対応

○ 警察本部

警察法施行令に定められた警察官の定員の基準及び治安の維持のために必要な要員の確保

◇ 適正な給与管理

職員給与については、引き続き、人事委員会勧告を基本に、国や他県との均衡も考慮しながら適正な制度運用を行う。

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 徹底した歳出の見直しと一層の選択と集中	事務事業の見直し・改善の推進 行政経費の節減、事務の効率化の徹底				・事務事業の見直し・改善 H25～H27 累計： 経費削減額 68.9 億円 削減事務量 8.9 万時間
② 人件費の適正管理	適正な定員管理と給与管理を推進				・知事部局の職員数 ▲23.1% ▲1,215 人 (H9→H29) ・知事部局の職員給 ▲24.5% ▲83.1 億円 (H13→H29)

《目標指標》

○ 事務事業の見直し・改善 経費削減額 → 120 億円 (H29～H32 年度累計)

削減事務量 → 8 万時間 (H29～H32 年度累計)

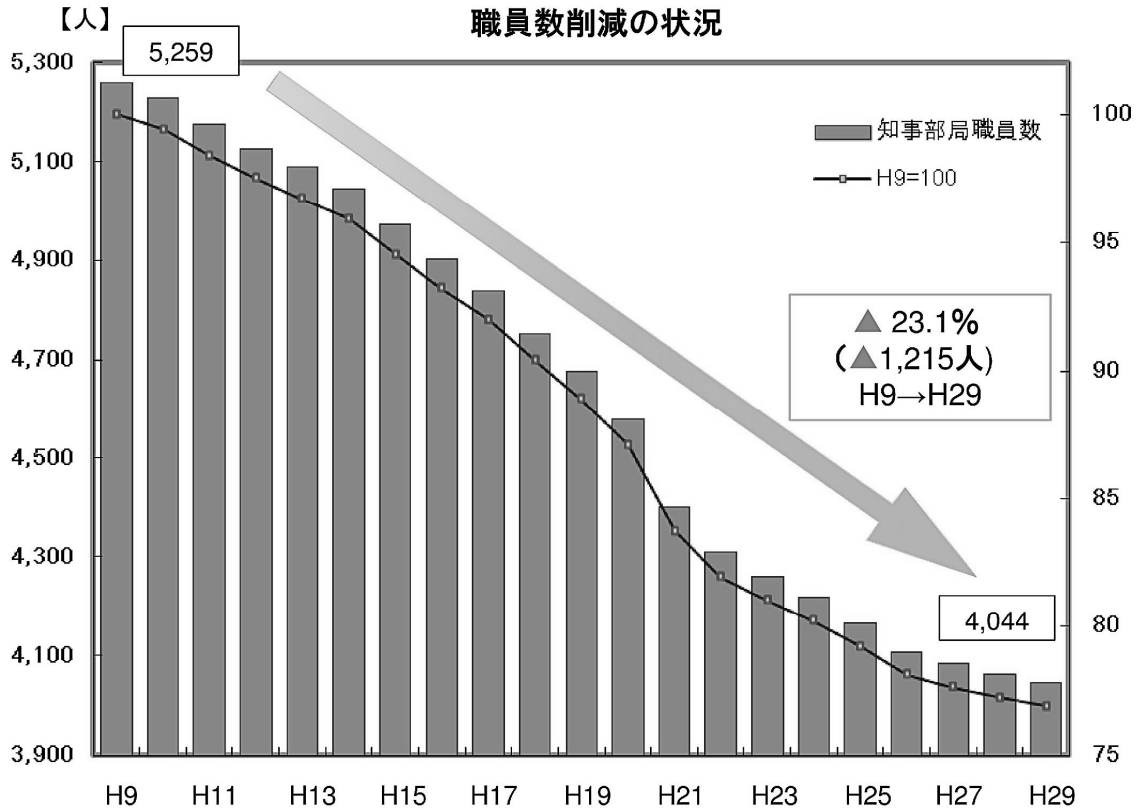
○ 県の光熱水使用量等の削減 (H25 年度を基準年度とした H32 年度の目標)

電気▲7% ガソリン・軽油▲7% 灯油・重油▲7% ガス▲7% 水▲7%

用紙類▲7% 廃棄物▲7%

< 山形県環境保全率先実行計画 (第4期) (H28.2) >

【参考】 知事部局の職員数削減の状況



- ・第二次行革大綱 H10.12策定  
〈目標〉  
H11～13年度で3%程度の削減
- ・第三次行革大綱 H13.12策定  
〈目標〉  
H14～16年度で3%程度の削減
- ・集中改革プラン H18.1策定  
〈目標〉  
H22年度当初にH16年度比で10%程度の削減
- ・県政運営指針 H22.3策定  
〈目標〉  
H23～25年度で3%を上回る削減
- ・行革プラン H25.3策定  
〈目標〉  
H26～29年度で4%を削減した上で必要なビルドを実施

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
職員数	5,259	5,229	5,176	5,126	5,088	5,046	4,971

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
職員数	4,903	4,839	4,753	4,676	4,578	4,402	4,308

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
職員数	4,259	4,216	4,163	4,106	4,082	4,062	4,044

### (3) 健全な財政運営

- 持続可能な財政基盤の確立に向け、中長期的に将来負担を減少させるとともに、税収などの自主財源の確保を図っていくことを基本とした財政運営を行う。

#### ① 財政の中期展望の作成

- ・ 毎年度の当初予算案決定時において、一般会計収支の中期的な見通しを試算し、財源不足額の解消のための検討指針となる「山形県財政の中期展望」を作成し、公表

#### ② 調整基金取崩しの抑制と県債残高の減少

- ・ 調整基金の取崩しの抑制に努めるとともに、今後の社会資本整備や産業振興の必要性に留意しながら、プラン期間中において臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少を推進
- ・ 臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営を政府に強く要望

#### ③ 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進

- ・ 緊縮財政だけでは将来の財源が確保できないことから、将来の税収増又は歳出減につながる施策の推進に向け、事務事業の見直し・改善等を通じた一層の事業の選択と集中を推進

#### 《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 財政の中期展望の作成	作成・公表				<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算案決定時に、「山形県財政の中期展望」を公表</li> <li>・臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高の減少 ▲2,280 億円(H15→H27)</li> </ul>
② 調整基金取崩しの抑制と県債残高の減少	推進				
③ 将来の税収増・歳出減につながる施策の推進	事業の選択と集中の推進				

#### 《目標指標》

- 臨時財政対策債と補正予算債を除いた県債残高 → プラン期間中における減少



【参考】 「山形県財政の中期展望」(H29.2 策定) の概要

◎財源不足額への対応（調整基金取崩しの抑制）

(単位：億円)

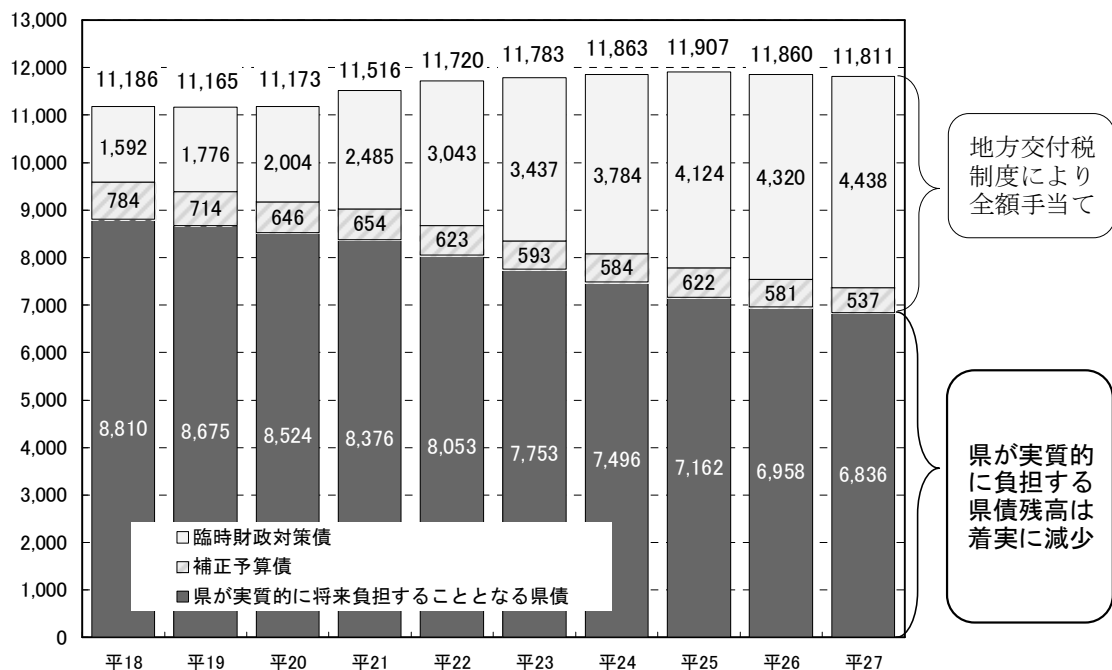
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
財 源 不 足 額 (A)		△243	△198	△172	△186	△197
歳 入	県有財産の売却、有効活用	3	3	3	3	3
	基金、特別会計資金の有効活用	24	89	37	31	24
	財源対策のための県債発行	72	76	72	62	50
	計 (B)	99	168	112	96	77
歳 出	事務事業の見直し・改善 行政経費の節減・効率化	22	30	60	90	120
	計 (C)	22	30	60	90	120
合 計 (D=B+C)		121	198	172	186	197
調 整 基 金 取 崩 額 (E)		122				
対 策 後 の 調 整 基 金 残 高		116	116	116	116	116

注1：「事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化」の括弧書きは当該年度の新規削減額である。

注2：歳入については、現行制度をもとに試算している。

県債残高の推移

【億円】



注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

注2：臨時財政対策債とは、地方公共団体に交付される地方交付税の不足分を補填するもので、「地方交付税の身替わり」となる県債

注3：補正予算債とは、経済対策に伴う政府の追加公共事業の地方負担額に充当する県債

#### (4) 県有財産の総合的な管理運用 <助言通知>

- 県有財産について、「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント※）基本方針」（平成26年12月策定）に基づき、経営的な視点で総合的に管理・活用していく。

なお、基本方針については、これまでの取組みの成果や課題、統一的な基準による地方公会計の整備の動き等を踏まえて所要の見直しを行う。

##### ① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減

- ・ 県有建物（庁舎、学校、その他公共施設等）について、「山形県県有建物長寿命化指針」（平成27年10月策定）を踏まえ、施設類型毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定を進め、計画的な予防保全を推進するとともに、県営住宅については、「山形県県営住宅長寿命化計画」（平成22年11月策定）に基づき、改善工事等を実施
- ・ インフラ資産（橋梁や道路舗装、農業水利施設等）については施設毎の長寿命化計画、公営企業資産（企業局事業資産・病院事業資産）についてはそれぞれの中期経営計画等に基づき、予防保全管理・修繕による長寿命化や計画的な更新を推進
- ・ 県有施設の維持管理コストの低減に向け、施設の維持管理に係る業務委託等の発注方法の改善や光熱水費等に係るベンチマーキング※の活用等を推進
- ・ 施設の適切な維持保全や長寿命化を計画的かつ効率的に推進するため、施設情報の一元的な管理体制を構築

##### ② 県有財産の有効活用

- ・ 遊休施設や庁舎の空きスペース、敷地の民間等への貸付けや転用等を推進
- ・ 県有財産の広告媒体としての有効活用を推進

##### ③ 県有財産の総量縮小

- ・ 未利用県有地の売却を推進
- ・ 県有施設について、「施設アセスメント実施要領」（平成28年4月策定）に基づき、利用状況、管理効率、建物性能等の評価（アセスメント）を行い、計画的に施設の集約化、転用等を推進

\* 県有財産の総合的な管理運用を進めるにあたっては、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月総務大臣通知）を踏まえて整備される財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書等）を基に、県民一人当たりの行政コストや資産形成度※等を「見える化」しながら、経年比較や類似団体との比較を行うなど、統一的な基準による財務書類を積極的・効果的に活用していく。

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	県有財産総合管理基本方針の見直し	(見直しのポイント) ・今後の長寿命化対策の進め方 ・統一的な基準による地方公会計の活用等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」の策定（H26.12）</li> <li>・「山形県県有建物長寿命化指針」の策定（H27.10）</li> </ul>
	計画的な予防保全・コスト低減等の推進				
② 県有財産の有効活用	有効活用の推進	(貸付けや広告媒体としての活用等を推進)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有財産の有効活用による歳入 1.5 億円（H27）（H19～H27 累計：6.9 億円）</li> </ul>
③ 県有財産の総量縮小	未利用地の売却の推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>・県有財産の売却による歳入 2.8 億円（H27）（H17～H27 累計：31.6 億円）</li> </ul>
	計画的な施設集約化・転用等の推進	(アセスメント結果を参考に推進)			
	(施設アセスメントの実施 H28～H32)				

《目標指標》

- 一般財産施設に係るトータルコストの県民 1 人当たりの負担額 → H25 年度以下（H32 年度）  
(H25 年度の県民 1 人当たりの負担額：15,900 円)

\* トータルコストとは、中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計をいう。(総務省指針)

対象施設は一般財産（インフラ資産、企業会計資産を除く）

H25 年度の県民 1 人当たりの負担額

=180.5 億円（トータルコスト）÷1,141,260 人（H25.10.1 県人口）

≒15,900 円

国立社会保障・人口問題研究所推計：(H22) 1,168,924 人 → (H32) 1,062,188 人 (▲9.1%)

<山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針（H26.12）>

- 県有財産の売却・有効活用による歳入 → 12 億円（H29～H32 年度累計） [再掲]  
(有効活用：県の広報媒体等への企業広告の掲載、自動販売機設置場所貸付、ネーミングライツ等)

※ ファシリティマネジメント：県が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に管理、活用すること。

※ ベンチマーキング：各施設ごと、各費目ごとに使用量・金額のデータを比較することにより、他の施設が実践している最良の方法を学び、自らの向上に役立てること。同一条件下にある同種・同規模の施設同士の単位コストを比較の指標とする。

※ 資産形成度：「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」といった住民等の関心を踏まえた分析の視点であり、主な指標としては、住民一人当たり資産額、有形固定資産の行政目的別割合、歳入額対資産比率、資産老朽化比率がある。（「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 28 年 5 月総務省）より抜粋）

(5) 地方公営企業における経営改善 <助言通知>

- 地方公営企業について、中期的な経営計画である「経営戦略」等を基に、経営改善に向けた取組みを推進する。

また、「公営企業会計の適用の拡大について」（平成 27 年 1 月総務大臣通知）を踏まえて、流域下水道事業<sup>\*</sup>への公営企業会計適用に向けた取組みを推進する。

① 企業局における経営改善の推進

- ・ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月総務省公営企業三課室長通知）を踏まえて事業毎に策定する「経営戦略」（平成 29 年度策定予定）に基づき、経営基盤の強化を推進
- ・ 定員管理については、持続可能な経営を基本に、安全で安定したサービスの提供、企業局と市町村等の連携強化及び再生可能エネルギーを利用した発電の拡大等の課題を踏まえて、適正に対応

② 病院事業局における経営改善の推進

- ・ 総務省の「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月）を踏まえて改定した「山形県病院事業中期経営計画」（平成 29 年 3 月改定）に基づき、経営基盤の強化を推進
- ・ 定員管理については、地域の医療需要への対応と効率的な事業経営を踏まえて、適正に対応

③ 流域下水道事業への公営企業会計の適用

- ・ 流域下水道事業について、平成 32 年 4 月からの公営企業会計適用に向けた取組みを推進

《工程表》

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	これまでの主な取組みと成果
① 企業局における経営改善の推進	事業毎の経営戦略の策定	経営戦略の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期経営計画に基づき、経営基盤の強化を推進（企業局、病院事業局）</li> <li>・ 病院事業局における中期経営計画の改定（H29.3）</li> </ul>
② 病院事業局における経営改善の推進	中期経営計画の推進				
③ 流域下水道事業への公営企業会計の適用	移行作業の実施 (固定資産調査・評価、財務会計システム整備、条例制定等)			公営企業会計の適用	

## 《目標指標》

- 企業局の各事業に係る経営戦略 → 策定（H29年度）  
企業局全体の経常収支 → 黒字の継続  
企業局の電気事業会計からの一般会計への繰出し → 50億円以上（H29年度～H32年度累計）
- 県立病院全体の経常収支 → 黒字化の実現
- 流域下水道事業への公営企業会計の適用 → 適用（H32年度）

### 【参考】 企業局経営の基本方針（H28年度）

- 安全で安定したサービスの供給
- 経営環境変化に対応した事業運営
- 地域貢献の推進
- 効率的事業運営による経営基盤強化
- 再生可能エネルギーの開発

#### ※ H27年度決算の状況

営業収益 11,855 百万円－営業費用 9,464 百万円＋営業外損益 1,160 百万円  
＝経常利益 3,552 百万円

うち電気事業の利益 2,192 百万円より、再生可能エネルギー関連事業等の  
推進を図るため、1,250 百万円を一般会計に繰出し

（H25年度から H28年度にかけて、総額 5,000 百万円を繰出し）

H25～H27 の各年度の決算は、いずれも経常収支黒字

### 【参考】 「山形県病院事業中期経営計画」（推進期間：H27～H32年度）の概要

- ミッション・・・県民に安心・信頼・高度の医療を提供し、県民医療を守り支える。
- ビジョン・・・運営基盤を強化し、時代が求める医療ニーズに応じていく。
- 重点課題
  - ① 山形県地域医療構想、新公立病院改革ガイドラインを見据えた各県立病院の役割・機能の明確化及び対応
  - ② 大学との連携強化による医師配置に加え、各県立病院連携による研修医等の確保・育成システムの構築及び医療スタッフの確保・資質向上
  - ③ 持続的な病院経営が可能となる財務基盤の強化

#### ※ H27年度決算の状況（病院事業合計）

経常収益 37,844 百万円－経常費用 39,796 百万円  
＝経常収支▲1,952 百万円

H25～H27 の各年度の決算は、  
いずれも経常収支赤字

※ 流域下水道事業：2市町村以上の区域の下水を排除するもので、終末処理場を有する下水道。管理主体は原則として都道府県。

(6) 公社等<sup>※</sup>の見直し <助言通知>

- 政府の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(平成26年8月総務大臣通知等)を踏まえ、公社等の経営健全化と地方創生に資する有効活用の両立といった新たな視点を盛り込み全面改定(平成28年3月)した「公社等に関する指導指針」に基づき、公社等の総点検を実施するとともに、そこで整理された方向性に沿って、運営管理の適正化に取り組んでいく。

① 総点検の実施

- ・ 全面改定した「公社等に関する指導指針」に基づき、平成28年度から平成29年度にかけて、公社等のあり方をゼロベースで検証する総点検を実施し、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会から意見を得たうえで、公社等の今後の方向性を山形県行財政改革推進本部において決定し、県ホームページで公表

② 「公社等見直し計画」による不断の見直し

- ・ 「公社等に関する指導指針」及び総点検で整理された方向性に沿って、公社等毎に「公社等見直し計画」を毎年度作成し、山形県行政支出点検・行政改革推進委員会から助言や意見を得たうえで、県ホームページで公表し、運営管理の適正化を推進
- ・ 「公社等見直し計画」について、社会経済情勢の変化に応じて、経営健全化等に向けた取組内容、さらには、公社等の将来的な方向性や廃止予定時期も含め、不断の見直しを実施

《工程表》

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	これまでの主な取組みと成果
① 総点検の実施	検証実施、方向性の決定・公表(H28~H29)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公社等に関する指導指針」に基づき、「公社等見直し計画」を毎年度作成・公表し、各部局における進行管理や不断の見直しを推進</li> <li>・政府通知「第三セクター等の経営健全化等について」を踏まえ、「公社等に関する指導指針」を改定(H28.3)</li> </ul>
② 「公社等見直し計画」による不断の見直し	見直し計画の作成・公表	(社会経済情勢の変化に応じて、不断の見直しを実施)			

《目標指標》

- 累積損失のある公社等の割合 15% (H28年度) → 10%以下 (H32年度)

※ 公社等：資本金、基本金その他これに準ずるものの県の出資（出えんを含む。）の割合が25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人。（「公社等に関する指導指針」による定義）

**行財政改革の取組みに係る  
「目標指標」一覧**

# 行財政改革の取組みに係る「目標指標」一覧

## 第1 県民参加による県づくりの推進

### ～多様な主体との連携・協働による地域の力の結集～

項目	目標指標	実績値 (基準値)	目標値
1 県と市町村との連携・協働			
(1) 地方創生に向けた 県と市町村との 連携・協働	○ 県と市町村の連携・協働を推進する 方針	—	方針策定 (H29年度)
(2) 市町村の自主的な 行政運営への支援	○ 連携中枢都市圏の形成数	—	1圏域 (H31年度)
2 県民・NPO・企業・大学等との連携・協働			
(1) 県民・NPO等との 連携・協働	○ 県民のボランティア活動参加率	32.2% (H28年度)	40.0% (H32年度)
	○ やまがた社会貢献基金助成額(累計)	358百万円 (~H27年度)	459百万円 (~H32年度)
	○ 県とNPO等との協働事業数	154事業 (H28年度)	170事業 (H32年度)
(3) 地域の多様な主体 による河川等の 維持管理	○ ふるさとの川愛護活動支援事業 活動団体数	483団体 (H27年度)	500団体 (H32年度)
	○ マイロードサポート登録団体数	494団体 (H27年度)	520団体 (H32年度)
	○ 海岸清掃ボランティアの参加者数	3,289人 (H27年度)	4,000人 (H32年度)
3 民間活力の活用			
(2) 民間委託	○ 「地方行政サービス改革の取組状況 等」(総務省調べ・公表)における調査 対象業務について、全業務が「全部 委託」又は「一部委託」	100% (H27年度)	100%を維持 (~H32年度)
(3) 指定管理者制度	○ 公の施設における指定管理者制度 の導入率	79.8% (H28年度)	82.0% (H32年度)
	○ 指定管理者制度導入施設のサービ ス提供、管理運営状況の検証における A評価の割合	32.5% (H27年度)	40.0% (H32年度)



**第2 県民視点に立った県政運営の推進**  
**～情報発信力の強化と透明性の向上～**

項目	目標指標	実績値 (基準値)	目標値
<b>1 県内外への積極的な情報発信</b>			
(1) 県内外への 情報発信力の強化	○ 情報発信に係る基本指針	—	基本指針(ガイド ライン)策定 (H29年度)
	○ 県の情報発信向上に対する評価 (県政アンケート調査等)	(H29年度実施)	上昇 (H32年度)
<b>2 県民との対話を重視した県政運営</b>			
(1) 県民との対話重視と 県民の声の的確な 把握	○ 知事と若者の地域創生ミーティング	—	県内全35市町村 で実施 (H29～H32年度)
	○ 女性委員の審議会等登用率	51.4% (H27年度)	50%以上を維持 (～H32年度)
	○ 若者委員を1名以上登用している 審議会等の割合	100% (H28年度)	100%を維持 (～H32年度)
<b>3 県政運営の透明性の確保</b>			
(1) 情報公開・情報開放	○ 「山形県オープンデータカタログ」 の公開データセット数	37セット (H28年度)	150セット (H32年度)
(2) 統一的な公会計の 整備・公表	○ 統一的な基準による財務諸表	—	作成・公表 (H29年度～)
<b>4 県民の期待に応える信頼性の高い県政運営</b>			
(3) 業務効率化の推進・ 県民利便性の向上	○ 「やまがたe申請」の利用件数	8,589件 (H27年度)	12,000件 (H32年度)
	○ 基盤統合やクラウドサービスの活用 による情報システムの運用コスト	—	H27年度比で 3割削減 (H32年度)
(4) 公共調達制度の改善	○ 10万円以下の物品の地元調達率 250万円以下の印刷物の地元調達率 100万円以下の業務委託の地元調達率	95.5% 99.9% 98.9% (H28年度)	いずれも 95%以上を維持 (～H32年度)
<b>5 県民の安全・安心を守る危機管理機能の充実</b>			
(1) 事前防災・減災等の ための多様な主体 との連携・協働	○ 県、市町村又は県・市町村合同で 実施する防災訓練への参加者数	29,706人 (H27年度)	38,000人 (H32年度)
(2) 危機対応力の強化	○ 危機管理マニュアルの訓練実施率	88% (H27年度)	100% (H32年度)

### 第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～ (1/2)

項目	目標指標	実績値 (基準値)	目標値
1 県民のための県庁づくり			
(2) 職員の能力を最大限に引き出す人材活用	○ 男性職員の育児休業取得率 (知事部局)	7.0% (H27 年度)	20%以上 (H32 年度)
	○ 男性職員の妻の出産時の子育て休暇 (育児参加休暇) 取得率 (知事部局)	45.2% (H27 年度)	全員取得 (H32 年度)
	○ 管理職 (課長級以上) に占める女性 職員の割合 (知事部局)	11.1% (H29 年度)	15%以上 (H32 年度)
2 持続可能な財政基盤の確立			
(1) 歳入の確保	○ 県税徴収率 現年度課税分 滞納繰越分を含めた現滞計	99.6% 98.4% (H27 年度)	99.7% 98.5% (H32 年度)
	○ 未収金残高	36.9 億円 (H27 年度)	毎年度減少
	○ ふるさと納税額	165 百万円 (H27 年度)	265 百万円 (H32 年度)
	○ 県有財産の売却・有効活用による歳入	4.3 億円 (H27 年度)	12 億円 (H29～H32 年度 累計)
(2) 歳出の見直し	○ 事務事業の見直し・改善 経費削減額 削減事務量	68.9 億円 8.9 万時間 (H25～H27 年度 累計)	120 億円 8 万時間 (H29～H32 年度 累計)
	○ 県の光熱水使用量等の削減 (H25 年度を基準年度とした H32 年度 の目標)	電気▲7.9% 水▲15.3% 用紙類+6.0% 等 (H21 年度を基準 年度とした H27 年度の実績)	電気▲7% ガソリン・軽油 ▲7% 灯油・重油▲7% ガス▲7% 水▲7% 用紙類▲7% 廃棄物▲7%
(3) 健全な財政運営	○ 臨時財政対策債と補正予算債を 除いた県債残高	▲2,280 億円 (H15→H27 年度)	プラン期間中 における減少
(4) 県有財産の総合的な 管理運用	○ 一般財産施設に係るトータルコスト の県民 1 人当たりの負担額	15,900 円 (H25 年度)	H25 年度以下 (H32 年度)
	○ 県有財産の売却・有効活用による歳入 〔再掲〕	4.3 億円 (H27 年度)	12 億円 (H29～H32 年度 累計)

### 第3 自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり

～限られた行財政資源で最大効果の発揮～ (2/2)

項目	目標指標	実績値 (基準値)	目標値
2 持続可能な財政基盤の確立			
(5) 地方公営企業 における経営改善	○ 企業局の各事業に係る経営戦略  企業局全体の経常収支  企業局の電気事業会計からの 一般会計への繰出し	—  黒字 (H25～H27 年度)  50 億円 (H25～H28 年度 累計)	策定 (H29 年度)  黒字の継続  50 億円以上 (H29～H32 年度 累計)
	○ 県立病院全体の経常収支	赤字 (H25～H27 年度)	黒字化の実現
	○ 流域下水道事業への公営企業会計 の適用	—	適用 (H32 年度)
(6) 公社等の見直し	○ 累積損失のある公社等の割合	15% (H28 年度)	10%以下 (H32 年度)



## **[ 参考資料 ]**

## 山形県行財政改革推進プランの策定経過

年月日	会議等	内容
平成 28 年 5 月 24 日	山形県行財政改革推進本部会議（第 1 回）	・新プラン策定について確認
平成 28 年 7 月 14 日	山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第 1 回）	・新プラン策定に向けた基本認識について協議
平成 28 年 8 月 25 日	山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第 2 回）	・新プランの基本的考え方について協議
平成 28 年 8 月 29 日	山形県行財政改革推進本部会議（第 2 回）	・新プランの基本的考え方について協議
平成 28 年 10 月 27 日	山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第 3 回）	・新プランの検討方向について協議
平成 28 年 11 月 25 日	山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第 4 回）	・新プラン骨子（案）について協議
平成 28 年 11 月 29 日	山形県行財政改革推進本部会議（第 3 回）	・新プラン骨子を決定
平成 28 年 12 月 2 日	県議会 議会運営委員会	・新プラン骨子を報告
平成 29 年 2 月 8 日	山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第 5 回）	・新プラン素案について協議
平成 29 年 2 月 13 日	山形県行財政改革推進本部会議（第 4 回）	・新プラン素案を決定
平成 29 年 2 月 15 日	県議会 議会運営委員会	・新プラン素案を報告
	パブリック・コメント（～3月15日）	
平成 29 年 2 月 22 日	県議会 総務常任委員会	・新プラン素案を報告
平成 29 年 3 月 23 日	山形県行政支出点検・行政改革推進委員会（第 6 回）	・新プラン最終案を提示
平成 29 年 3 月 27 日	山形県行財政改革推進本部会議（第 5 回）	・新プラン決定

## 山形県行財政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 現下の厳しい行財政環境の中、様々な課題に的確に対応し、必要な行政サービスを効果的・効率的に提供できるよう、行財政運営の全分野について不断の見直しを行い、改革を推進するため、山形県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、知事部局の各部長、危機管理監、観光推進監、会計管理者、各総合支庁長、企業管理者、病院事業管理者、議会事務局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 本部に、本部会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は総務部長をもって充て、副幹事長は総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、知事部局の各部次長、会計局次長、各総合支庁総務企画部長、東京事務所長、企業局長、病院事業局長、議会事務局次長、教育次長、警察本部警務部長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び人事委員会事務局職員課長をもって充てる。
- 5 前2項において、充てる職が複数の場合は、本部長が指名する者とする。
- 6 幹事長は、幹事会を総括する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

### (プロジェクトチーム)

第7条 幹事会に、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

第8条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局は、人事課、行政改革課及び財政課をもって組織し、事務局長は、行政改革課長をもって充てる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(やまがた改革推進本部設置要綱の廃止)

2 やまがた改革推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



## 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 「山形県行財政改革推進プラン」の取組内容等及び新たな行財政改革の基本方針の策定等について、県民の視点から評価と助言を得るため、「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「山形県行財政改革推進プラン」の進捗状況等に対する評価、意見又は助言を行うこと。
- (2) 「山形県行財政改革推進プラン」の取組みに係る個別課題に対する意見又は助言を行うこと。
- (3) 新たな行財政改革の基本方針の策定に関する意見、助言を行うこと。

### (組 織)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 産業経済関係者
  - (3) 一般公募による者
  - (4) その他行財政改革の推進に必要と認められる者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

### (部 会)

第6条 委員会に個別課題に係る専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員会の委員及び知事が委嘱する委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は部会の事務を掌理し、部会会議の議長となる。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。  
(「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会設置要綱の廃止)
- 2 「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

平成28年度「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」委員

<五十音順 敬称略>

いのうえ はじめ	井上 肇	米沢市	ボランティア山形 代表理事
おかだ しんいち	岡田 新一	山形市	日本労働組合総連合会 山形県連合会 会長
おがた りつこ	尾形 律子	山形市	山形県商工会議所女性会連合会 理事 (株式会社小岩井ミルヒ 専務取締役)
さとう あきこ	佐藤 亜希子	新庄市	最上地域女性応援会議 代表 (新庄商工会議所 総務課長)
たかはし かず	◎ 高橋 和	山形市	山形大学人文学部 教授 (国際関係論)
たまや たかこ	玉谷 貴子	西川町	有限会社玉谷製麺所 取締役営業部長 (公募委員)
みうら しんいちろう	三浦 新一郎	山形市	株式会社山形銀行 代表取締役専務
みき じゅんいち	三木 潤一	酒田市	東北公益文科大学公益学部 准教授 (公共経済学、財政学、地方財政論)

◎：委員長

この「山形県行財政改革推進プラン」は、山形県のホームページにも掲載しております。  
山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp>

山形県総務部行政改革課

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

電 話 023(630)3046 F A X 023(630)2524